

# 特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

1. 特別支援教育の現状について
2. 令和5年度予算について
3. 最近の動向について
  - ① 特別支援教育を担う教師の専門性向上
  - ② 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援
  - ③ 病気療養児に対する支援（遠隔教育について）
  - ④ 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
  - ⑤ 障害者権利条約に関して
  - ⑥ 医療的ケア児への支援
  - ⑦ 特別支援学校の教育環境の改善
  - ⑧ バス送迎に当たっての安全管理の徹底について
4. 参考情報

## 1. 特別支援教育の現状について

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



文部科学省

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

概要	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) 知的障害 (約137,800人) 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約148,600人 (※令和4年度) (平成24年度の約1.1倍)	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,300人) 自閉症・情緒障害 (約183,600人) 合計：約353,400人 (※令和4年度) (平成24年度の約2.1倍)	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約183,900人 (※令和3年度) (平成24年度の約2.3倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約1,200人 小学部：約49,600人 中学部：約32,500人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和4年度)	小学校：約252,600人 中学校：約100,900人 義務教育段階の全児童生徒の3.7% (※令和4年度)	小学校：約154,600人 中学校：約27,700人 高等学校：約1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の全児童生徒の1.9%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について個別的教育支援計画(家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画)と個別の指導計画(一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画)を作成。			

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)  
 (令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げ合計が一致しないことがある。

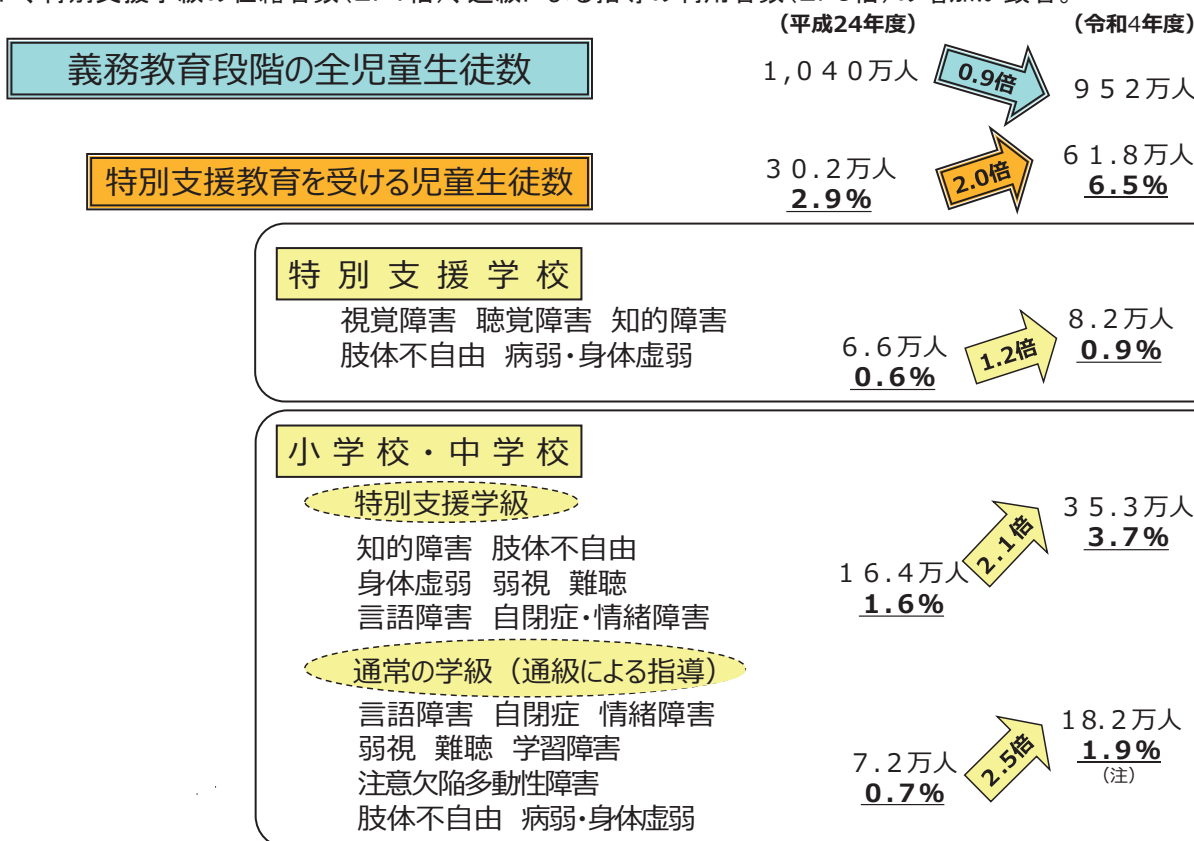
3

## 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)



文部科学省

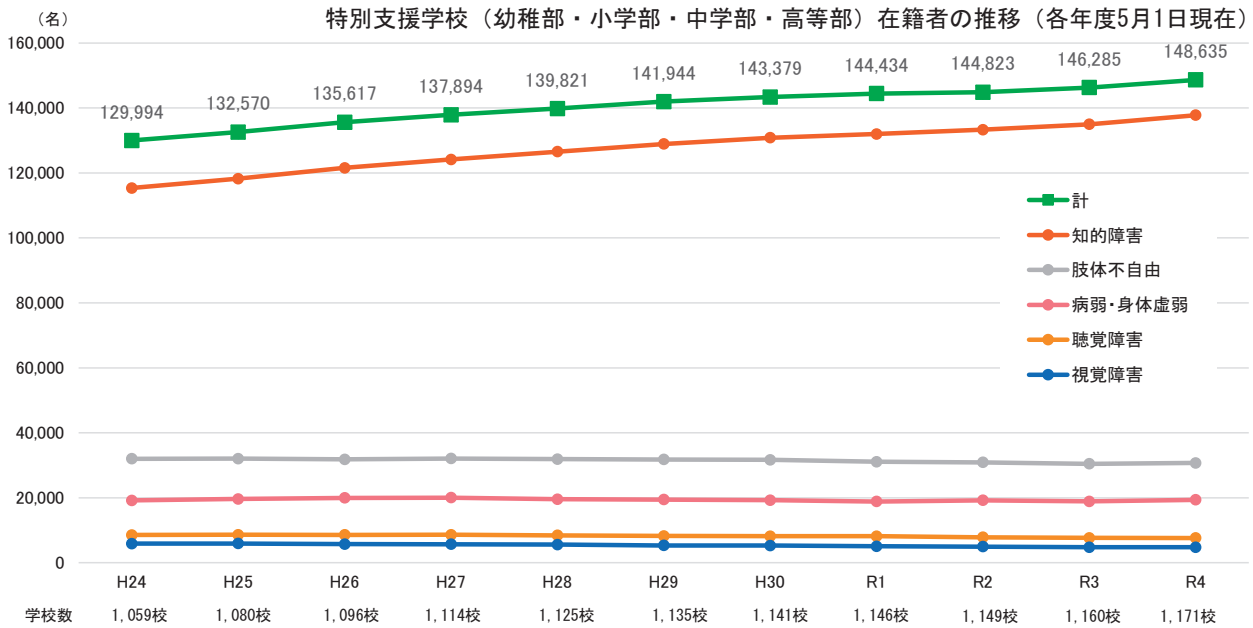
- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.5倍)の増加が顕著。



(注) 通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。  
 なお、平成24年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.2万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

4

# 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



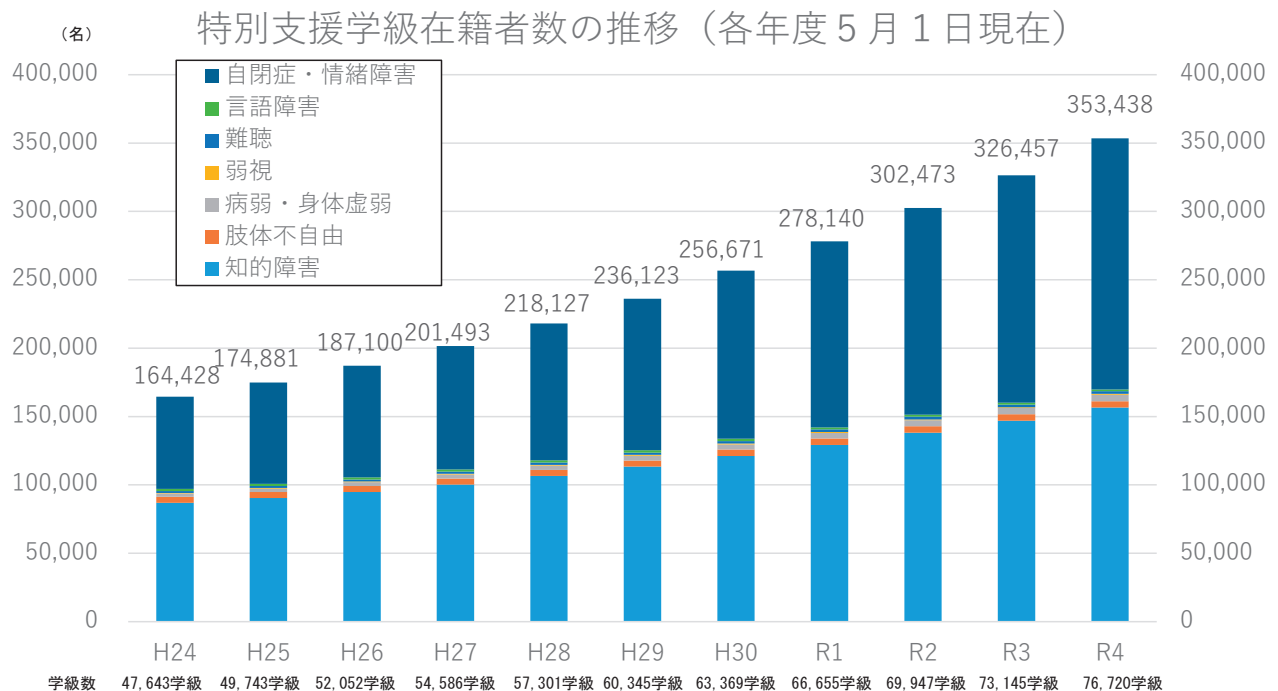
## 【令和4年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

(出典) 学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

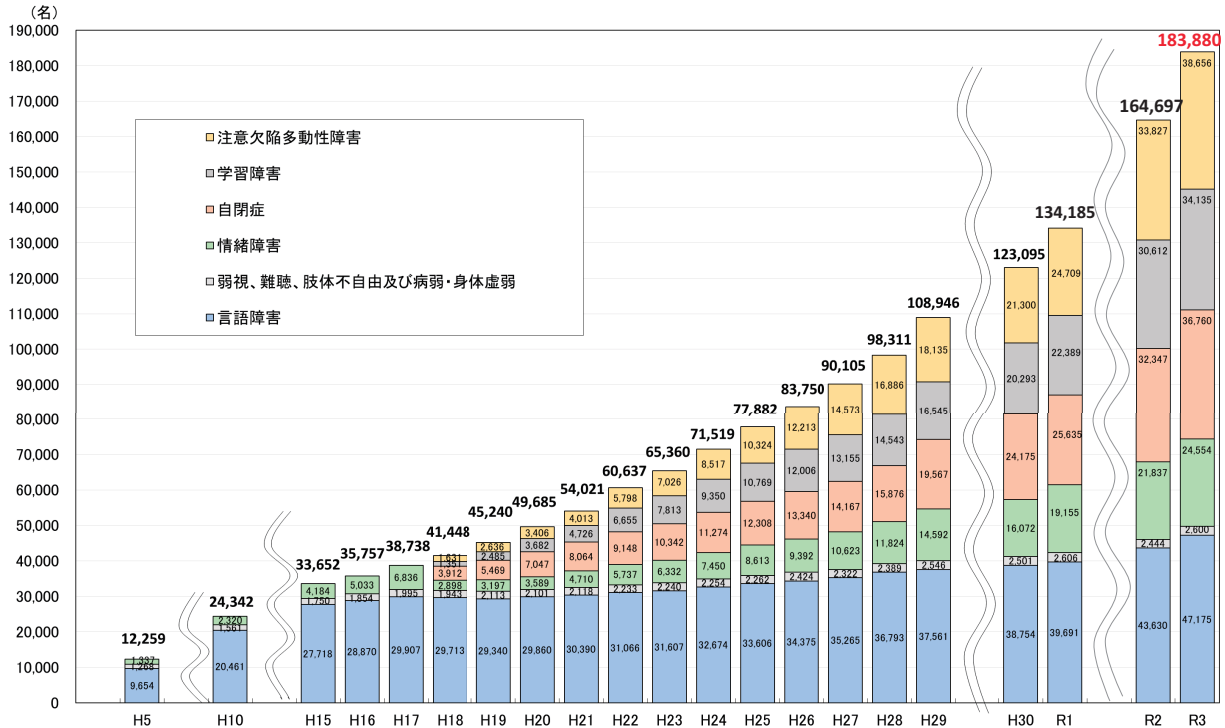
# 特別支援学級の児童生徒数・学級数



## 【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

(出典) 学校基本調査



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

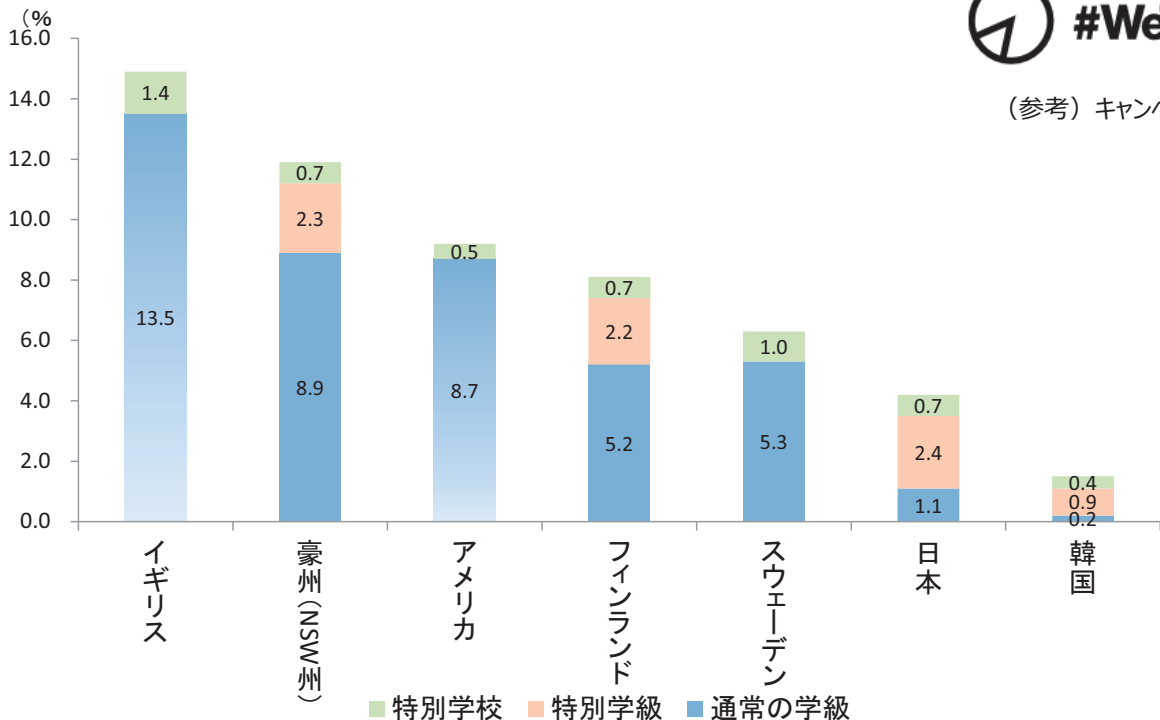
※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

## 特別支援の対象となる子供の割合に関する国際比較

- ◆ 日本における特別支援教育の対象となる子供の割合は、イギリスやアメリカより低い。
- ◆ 2020東京パラリンピック大会において、国際パラリンピック委員会等によって行われた「WeThe15」キャンペーンによれば、何らかの障害のある者は全世界で12億人(全人口の15%)。



(参考) キャンペーンのロゴ

※「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向一令和元年度国別調査から」(国立特別支援教育総合研究所)より。

イギリスは2019年、豪州は2018年、アメリカは2016年、フィンランドは2018年、スウェーデンは2018/2019年、日本は2018年、韓国は2019年の統計情報。

## 第2章 新しい資本主義に向けた改革

### 2. 社会課題の解決に向けた取組

#### (2) 包摂社会の実現

(少子化対策・こども政策)

(略)こどもの成長環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため(略)医療的ケア児を含む障害児に対する支援、いじめ防止対策の推進等に取り組む。

(共生社会づくり)

(略)障害者の就労や情報コミュニケーション等に対する支援、難聴対策、難病対策等を着実に推進する。感染症による不安やうつ等を含めたメンタルヘルスへの対応を推進する。

(略)地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、夜間中学の設置、医療的ケア児を含む障害のある子供の学びの環境整備(※)、障害者等の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する。

(※)特別支援学校の教室不足解消に向けた取組を含む。

## 第4章 中長期の経済財政運営

### 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

(略)ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や特別支援教育の充実(※)、国内同等の学びの環境整備及びその特色を生かした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。

(※)特別支援学級との適切な選択など、通級による指導の円滑な運用を含む。

## 2. 令和5年度予算について

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

## 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

### ◆医療的ケア看護職員の配置

3,318百万円 (2,611百万円) (拡充)  
3,000人分 ⇒ 3,740人分 (+740人)

医療的ケア看護職員の配置 (校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む) を支援

### ◆学校における医療的ケア実施体制充実事業 37百万円 (36百万円) (拡充)

- ①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究  
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ②安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進  
医療的ケアの実態に関する調査を実施し、安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに取組を推進

## ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

### ◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

127百万円 (128百万円)

- ①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究  
文部科学省著作教科書 (特別支援学校用) のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施
- ②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 (新規)  
企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施
- ③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 (新規)  
病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

### ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

263百万円 (241百万円) (拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

## 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

### ◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業等

69百万円 (52百万円) (拡充)

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業等を実施

### ◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

20百万円 (20百万円)

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等を実施

### ◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

180百万円 (284百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

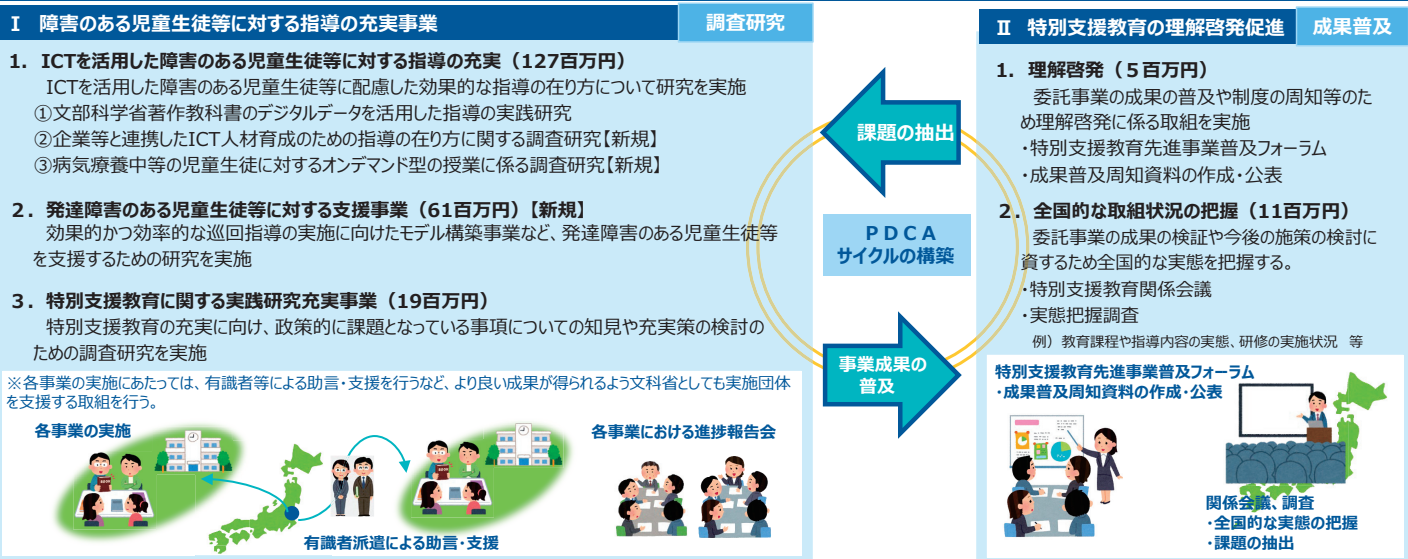
※その他、特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を計上

# 特別支援教育充実事業

## 背景・課題

特別支援学校等の児童生徒は年々増加しており、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の実施が必要。  
また、「GIGAスクール構想」の実現による新たなICT環境の活用による「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現が求められている。  
⇒ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等に対する指導の充実に資する取組を実施し、その成果の普及を図る。

## 事業内容



### アウトプット (活動目標)

- ・政策的に課題となっている事項についての知見や事例の獲得
- ・全国的な取組状況のデータの獲得や優良事例の蓄積

### アウトカム (成果目標)

- ・本事業の成果や蓄積された知見が全国的に普及されることで、特別支援学校を中核とした、全ての学校における特別支援教育に係る取組の更なる充実及び継続の実施を実現する
- ・全ての学校における特別支援教育に係る取組が充実し、教員の特別支援教育に関する理解が深まることにより、幼・小・中・高等学校における個別的教育支援計画・指導計画の作成率向上につながる。その結果として、適切な指導及び支援が行われること

### インパクト (国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

## 背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

## 事業内容

### 1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

97百万円(83百万円)

○文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先:教育委員会、大学、民間団体
- ・委託期間:2年間(2年目)
- ・件数・単価:5箇所×19百万円

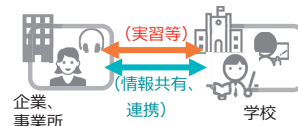


### 2. 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

5百万円(新規)

○企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- ・委託先:都道府県教育委員会
- ・委託期間:2年間(1年目)
- ・件数・単価:2箇所×2.6百万円



### 3. 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

22百万円(新規)

○病気療養中等の児童生徒(※)に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

- ・委託先:教育委員会、民間事業者
- ・委託期間:2年間(1年目)
- ・件数・単価:8箇所×2百万円
- ・研究費:6百万円



#### アウトプット(活動目標)

ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得

#### アウトカム(成果目標)

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ・ICT活用の充実(デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の実施増)

#### インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

# 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

## 背景・課題

通級による指導を受ける児童生徒数は増加しており、現在、小・中学校においては約16.3万人、高等学校については約1,200人が受けており、このうち、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症が約6割を占めている。そして、高等学校における通級による指導については、平成30年度に制度化から5年経過したところ。

今後、通級による指導を受ける児童生徒数はさらに増加すると考えられ、新たな通級指導教室の設置や通級による指導体制の整備、実施形態の検討等が進むことが想定される。また、児童生徒が在籍する小・中学校等で通級による指導を受けられるよう、管理職を始めとする全ての教員あるいは学校全体で、より一層、発達障害を含む特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育を担う教員の育成を図ることが重要である。

## 事業内容

### 1. 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 35百万円(新規)

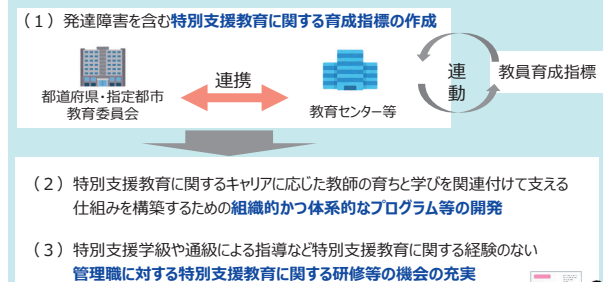
巡回指導を実施する自治体において、従来の方法等に基づいた巡回指導だけでなく、地理的条件や地域の実情等を踏まえた新たな巡回指導の方法や環境整備、巡回指導担当教員等の育成等について検討・実証を行い、通級による指導を受ける児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導を実施するためのパイオニアとなるような自治体・実施校の創出及びモデル構築を行う。



委託先: 都道府県教育委員会(7箇所×4.7百万円)、市区町村教育委員会(1箇所×2.4百万円)

### 2. 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業 22百万円(新規)

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。



委託先: 都道府県・指定都市教育委員会(5箇所×4.5百万円)

### 3. 個別の指導計画等を活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業 1.4百万円(新規)

委託先: 民間事業者等(1団体)

支援を必要とする児童生徒が切れ目なく支援を受けるためには、今後より一層、通級による指導を行う際に作成する個別の指導計画の活用等により、学校種を超えた情報共有や進学・進級に伴う引継ぎ等に取り組むことが重要であることから、進学・進級等における情報の引継ぎに関する優良な取組実践について事例収集を行う。

#### アウトプット(活動目標)

発達障害のある児童生徒の支援体制の整備

#### アウトカム(成果目標)

継続的な取組・支援体制の構築、好事例の周知による他自治体の取組促進

#### インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

発達障害のある児童生徒の学びが保障され、自己の能力を最大限発揮できる共生社会の実現

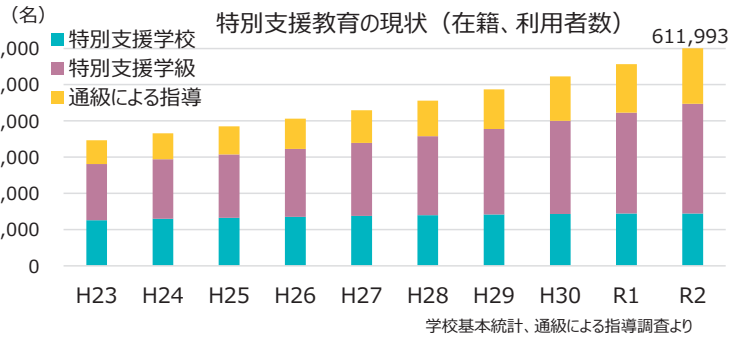


## 趣旨

近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等にに応じた指導がより強く求められるようになっている。

特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・研究を行い、特別支援教育の質の向上を図るべく、特別支援教育に関する実践研究充実事業を実施する。

※平成25年度以降、課題テーマを設定して実施。



## 事業内容

### 政策課題対応型調査研究（最大3年間）

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

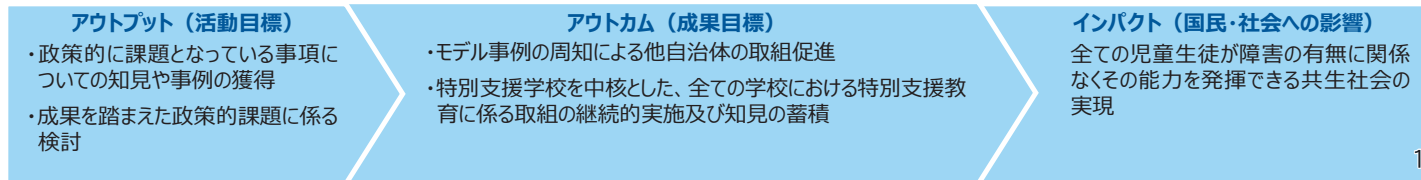
①今後の特別支援教育の在り方の検討に資する調査研究

：【課題】・盲ろう児に対する指導の在り方、ほか

②政策上の課題の改善のための調査研究

：【課題】・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを踏まえた教師の専門性向上に係る調査研究  
ほか指導法の開発  
・他機関連携を伴う指導の在り方

- ・委託先：都道府県等教育委員会、大学、民間団体
- ・件数・単価：3課題×6百万円



# 切れ目ない支援体制整備充実事業

## 背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、①医療的ケア看護職員を配置するとともに、②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置を行う。

### 医療的ケア看護職員配置事業

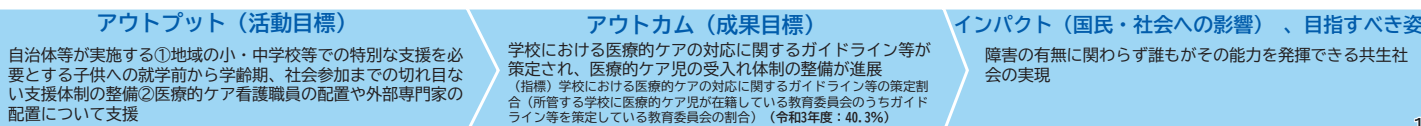
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**

令和5年度予算額 3,318百万円(前年度予算額2,611百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 配置人数：3,740人分（←3,000人分）</li> <li>✓ 1日6時間、週5回を想定</li> <li>上記のほか登下校時の対応分も計上</li> <li>※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（時間・単価等）を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。</li> </ul>

### 補助対象等

- 都道府県・市区町村・学校法人（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
- 補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3



### 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- **特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
個別的教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発

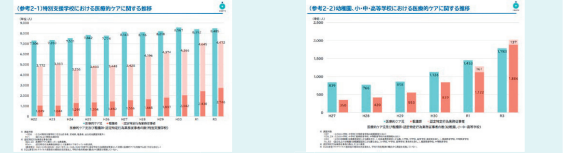
### 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援**（348人分）

## 背景・課題

●特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても**医療的ケア児が増加傾向**にあるとともに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。**

●各学校において安心・安全に医療的ケアが実施できるよう、**I 地域の小・中学校における体制の在り方に関する調査研究**を実施するとともに、**II 安心・安全な医療的ケアの実施に向けた実態把握及び現状の課題等を整理し、取組を推進する。**

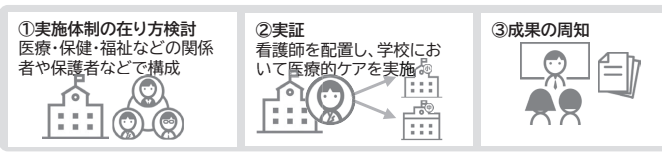


特別支援学校  
 ・ 医療的ケア児の数 R3 **8,485**人 (R1 8,392人)  
 ・ 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R3 **7,218**人 (R1 7,075人)  
 幼稚園、小・中・高等学校  
 ・ 医療的ケア児の数 R3 **1,783**人 (R1 1,453人)  
 ・ 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R3 **2,023**人 (R1 1,283人)  
 学校における医療的ケアに関する実態調査(令和3年度)

## 事業内容

### I. 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

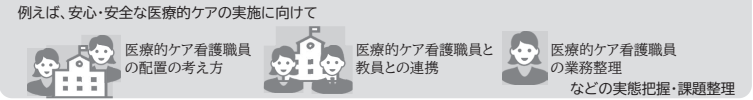
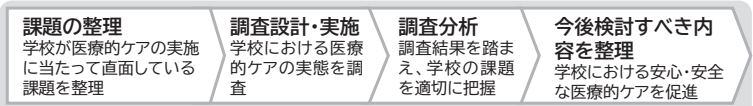
- 中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方に関する調査研究を実施し、全国へ普及を図る。
- 件数・単価:10箇所×1.5百万円



【参考】令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月)  
 (4)関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実:医療的ケアが必要な子供への対応については、安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。(略)保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要である。

### II. 安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等を踏まえ、各自治体で医療的ケア看護職員の配置が進められており、**学校で安心・安全に医療的ケアを実施できる体制の整備の必要性が高まっている。**
- 医療的ケアの実態に関する調査の実施を通じて、**安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに、安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組を促進。**
- 件数・単価:1箇所×20百万円



#### アウトプット(活動目標)

地域の小・中学校等での医療的ケア児の受入れ、支援体制の実践事例の創出、安心・安全な医療的ケアの実施に向けた実態把握及び現状の課題等の整理

#### アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展(指標)学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合(所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうちガイドライン等を策定している教育委員会の割合)(令和3年度:40.3%)

#### インパクト(国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮できる共生社会の実現

# 難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業

## 趣旨

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。

現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談等に係る支援体制や必要な情報発信を強化することにより、聴覚障害児に対する支援のさらなる充実が求められている。

## 事業内容

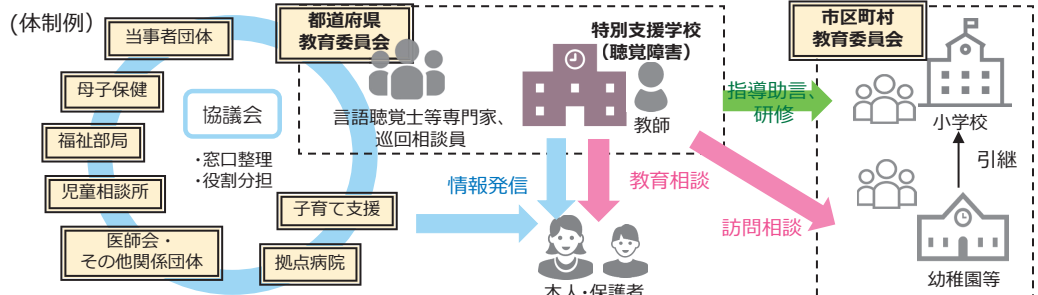
### I. 就学前の教育相談の充実

- 特別支援学校(聴覚障害)を中核とした教育相談の機能強化
  - ・特別支援学校教師の専門性向上のための専門家(言語聴覚士)の活用
  - ・域内幼稚園・小学校等と連携した効率・継続的な教育相談の在り方の研究
  - ・域内小学校や公立施設を活用した教員の訪問教育相談等の在り方の研究
- 情報発信の機能強化
  - ・保護者に対し、福祉・医療等も含めた活用可能な支援情報の発信

### II. 切れ目ない支援の充実

- 幼稚園、小学校等の支援の質向上
  - ・専門家や特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能を活用した幼稚園等や小学校への指導・助言
  - ・幼稚園等や小学校の教師向けの研修の実施・開発

- ・委託先:都道府県・指定都市教育委員会
- ・委託期間:3年間
- ・件数・単価:4箇所×4.5百万円



#### アウトプット(活動目標)

・特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、県域をカバーする難聴児の早期支援体制のモデルの構築

#### アウトカム(成果目標)

・支援モデルの周知による他自治体の取組促進  
 ・教育相談の充実(対応件数増、相談者の多様化、関係機関への確実なリファーの実施等)

#### インパクト(国民・社会への影響)

早期支援が実施され、聴覚の障害の有無に関係なくその能力を發揮できる共生社会の実現

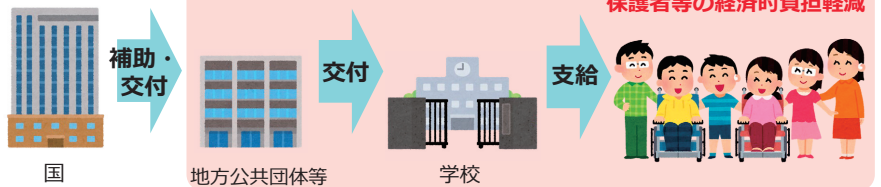
## 背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

## 事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

### ◆支給イメージ



### 支援対象

国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒  
国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒等

### 補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等

### 実施主体

国(国立大学法人)  
都道府県・市町村(特別区含む)

### 負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)  
都道府県・市町村 1/2

19

# 学校等における感染症対策の支援

## 背景課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、子供の学びを止めないため、学校において児童生徒及び教職員等に感染者等が発生した場合にも、感染症対策の徹底を図りながら教育活動を継続できる体制を整える事は極めて重要である。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

### 新型コロナウイルス感染者等発生時における感染拡大抑制措置及び学校における効果的な換気対策の実施 安全安心な通学環境の確保

学校・通学時における感染拡大の防止・学校教育活動の継続を実現

## 事業内容

### I 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業

①新型コロナウイルス感染者等が発生した学校において、教育活動を継続するための体制を整備する場合に、追加的に必要となる保健衛生用品等の購入等に係る取組や、②地域の実情に応じて各学校が実施する効果的な換気対策に係る取組等を支援

- 学校種：国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象：①感染者等発生時の保健衛生用品の買い足し、教室の消毒委託等にかかる経費  
②CO2モニター、サーキュレータ等の換気用備品購入にかかる経費  
他

### II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、地域の実情に応じて学校設置者が実施するスクールバスの少人数化を図る取組等を支援

- 学校種：国公立の特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他

20

## 単独事業

### ◇特別支援教育支援員の配置に係る経費【拡充】

障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員69,500人分（対前年度2,200人分増）の配置に必要な経費について措置。

＜普通交付税＞



### ◇特別支援学校スクールバス購入費等（運行経費含む）

＜普通交付税＞

## 補助事業

### ◇切れ目ない支援体制整備充実事業【拡充】（令和5年度予算 約35億円）

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、学校における医療的ケアに関する実施体制の拡充等を図ることが求められていることなどを踏まえ、特別支援教育の推進に向け、必要な経費について措置。

＜普通交付税＞



### ◇障害のある児童生徒等の就学支援（特別支援教育就学奨励費負担金・補助金）（令和5年度予算 約130億円）

地方自治体における特別支援教育就学奨励費の実施状況を踏まえた所要の経費に加え、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の単価改定に伴う経費について措置。

＜普通交付税・特別交付税＞

## 特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

### ○特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	令和5年度 措置
幼稚園	8,200人
小学校	47,600人
中学校	12,900人
高等学校	800人
合計	69,500人 (67,300人)

※括弧書きは、令和4年度の措置人数

※平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

### 3. 最近の動向について

#### ① 特別支援教育を担う教師の専門性向上

## 特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態



- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

#### ■ 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員			臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
		再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)				
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	<b>13,274</b> <b>(16.92%)</b>	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

#### ■ 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員		臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	その他	合計
		再任用教員 (フルタイム)				
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	<b>12,182</b> <b>(23.69%)</b>	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	<b>5,276</b> <b>(23.95%)</b>	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の ( ) 内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

(出典) 「教師不足」に関する実態調査（文部科学省、令和4年1月）

# 校長の特別支援教育に関わる教職経験

✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.0%、中学校で73.2%(令和4年度)。  
 ※特別支援学級が設置されている学校(小学校、中学校、義務教育学校を含む)は83.0%(令和3年度時点)。

## ○令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出  
 校種別の回答学校数(単位：校) ※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	義務教育学校	合計
1,027(約70%)	429(約29%)	8(約1%)	1,464

調査結果：校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験(単位：%)

	通級による指導での教職経験有	特別支援学級での教職経験有	特別支援学校での教職経験有	特別支援学級等での教職経験無
小学校	4.3%	24.5%	9.3%	70.0%
中学校	3.0%	21.7%	6.8%	73.2%
義務教育学校	0%	12.5%	0.0%	87.5%

(出典) 令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書  
 (全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和5年1月)

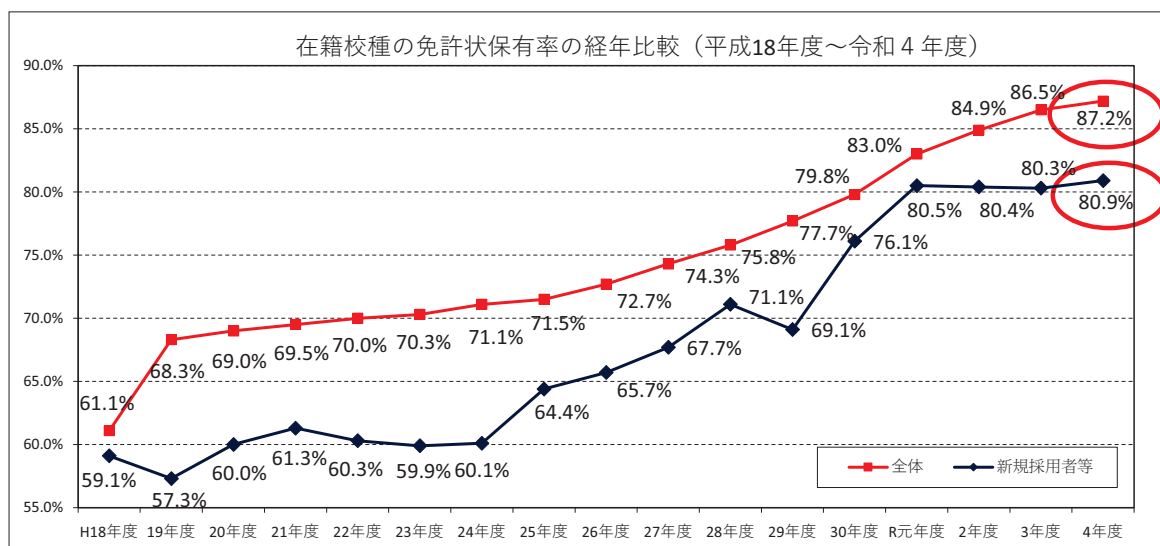
# 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて



(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率：87.2%(令和4年度) ⇒ **本来保有すべきもの**  
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

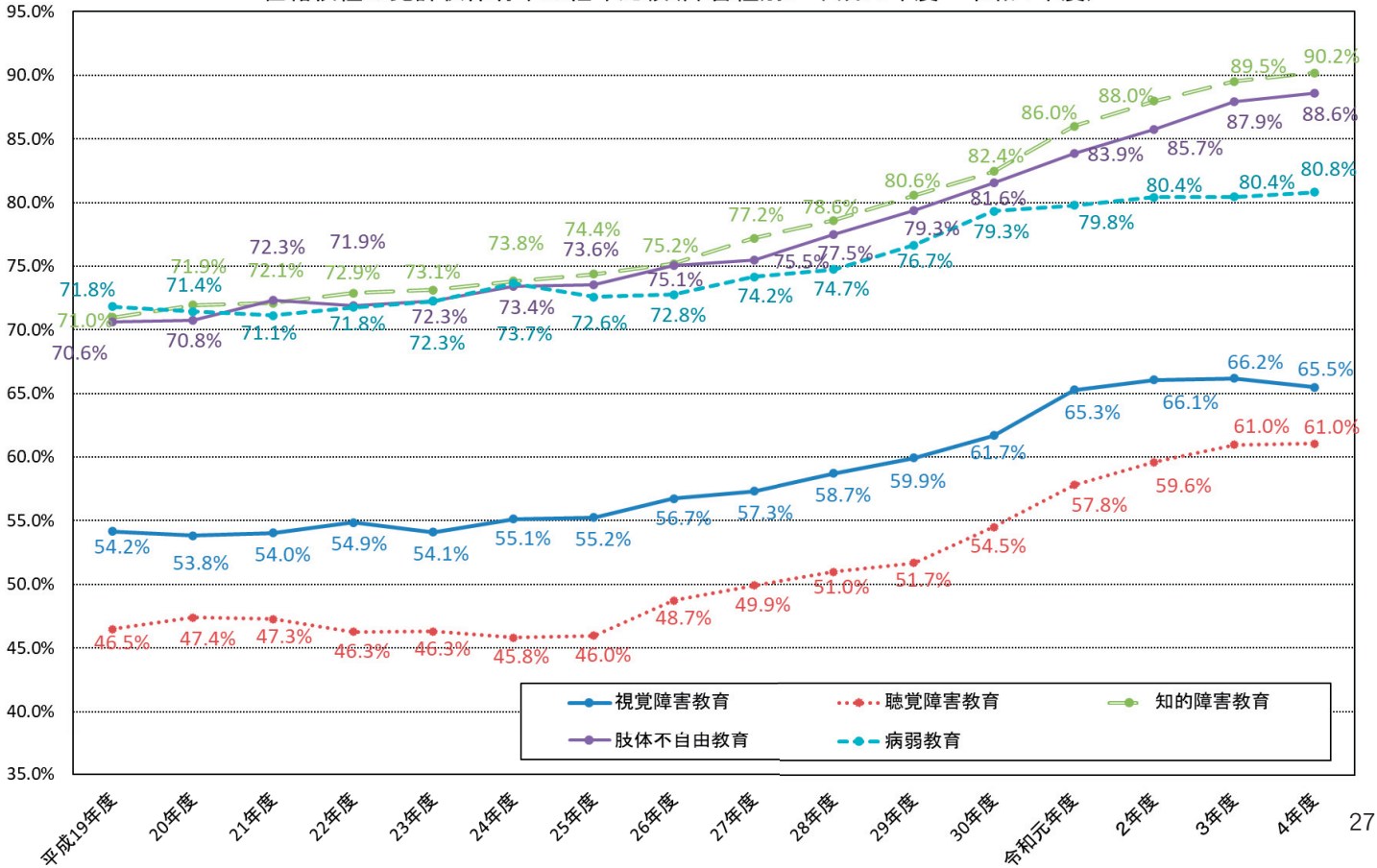


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合：**31.0%**

# 在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移（障害種別）

在籍校種の免許状保有率の経年比較（障害種別／平成19年度～令和4年度）



## 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（令和3年10月25日設置）



### 趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
  - ・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
  - ・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

### 検討事項

- (1) 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- (2) 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方
- (3) その他関連事項



教職課程コアカリキュラムWGと連携

### 委員

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 安藤 隆男  | 筑波大学名誉教授                  |
| 市川 裕二  | 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長 |
| 加治佐 哲也 | 兵庫教育大学長                   |
| 喜多 好一  | 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長  |
| 木船 憲幸  | 九州産業大学教授                  |
| 坂越 正樹  | 広島文化学園大学・短期大学長            |
| 田中 良広  | 帝京平成大学教授                  |
| 濱田 豊彦  | 東京学芸大学副学長                 |
| 樋口 一宗  | 松本大学教育学部学校教育学科教授          |
| 宮崎 英憲  | 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授  |
| 森 由利子  | 滋賀県教育次長                   |
- （計11名、五十音順、敬称略）

- （オブザーバー）
- |       |                  |
|-------|------------------|
| 穴戸 和成 | 国立特別支援教育総合研究所理事長 |
|-------|------------------|
- （計1名、敬称略）

スケジュール	
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（案）の確定
	第7回会議開催 ①報告とりまとめ
5月/6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。  
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に関わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に関わる経験が無い。  
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時任用教員の割合は、学級担任全体における臨時任用教員の割合の倍以上。  
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

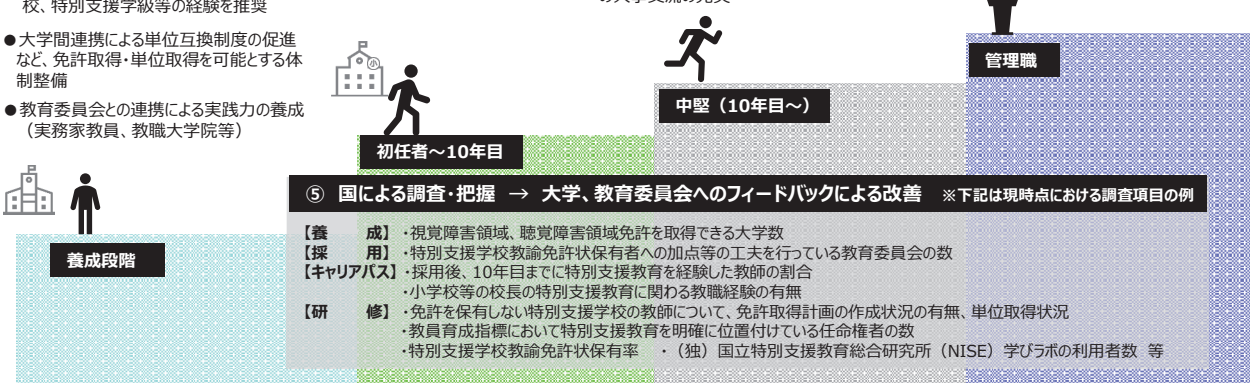
② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



④ 研修（校外）による専門性向上

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）

スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
  - R4.7 : 策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
  - R5.4 又はR6.4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
  - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋

（令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知）

IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性

1. 全ての教師

（全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応）

○校長は、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業や授業研究をするなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。

○任命権者及び校長は、**全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験すること**となる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、**採用から10年以上経過した教師**についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。

○特別支援学級への担任配置にあたり、

一特別支援学級の担任が特別支援教育に関わった経験の浅い教師だけに偏った配置になってしまう場合

一教育職員免許法上の当該教科の免許状保有者数と学校全体の授業時数等との関係上、特別支援学級への配置が困難な場合

一特別支援学校教諭免許状保有者のみを特別支援学級担当として採用・配置している場合など、地域や学校種の状況により、全ての教師を特別支援学級の担任として配置することが難しい状況においては、機械的、かつ、一律に特別支援学級の担任として若手教師を配置するのではなく、校長の適切な人事マネジメントにより、特別支援学級において年間を通じて責任を持って特定の教科の授業を担当させることとするなど、必要な経験が得られるよう努めること。

○任命権者及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任、通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込むよう配慮すること。

（略）



## IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性

### 2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師

(採用、配置の在り方)

○教育委員会は、大学と連携し、大学における特別支援教育に関する単位の取得状況や、特別支援教育に関わる体験やボランティア、**特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮**(採用選考における加点等)すること。

(略)

(小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実)

○全ての学校は、学校内の特別支援教育推進体制の向上という観点から、校務分掌上に特別支援教育コーディネーターを位置付けること。

(略)

○国は、各学校における指名の状況を踏まえつつ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

### 3. 特別支援学校の教師

(特別支援学校の教師の免許状保有率の向上)

○各特別支援学校の設置者は、必要な領域を定めた**特別支援学校教諭免許状を有しない教師を特別支援学校に配置しようとする場合**においては、原則、

①**当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校である**とともに、

②**配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者に限ること。**

○国は、教育委員会における特別支援学校教諭免許状取得に向けた優れた取組(免許取得計画の作成や単位修得状況の把握等)を展開すること。

31

## V. 各関係者に求められる具体的方向性

### 2. 教育委員会

(特別支援教育に関する専門性が評価される仕組みの構築)

○任命権者は、**管理職選考に当たって、特別支援教育の経験**(特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、特別支援教育コーディネーター等)**も含めて総合的に考慮**することとし、人事計画の中で適時・適切に経験する機会を提供すること。

○教育委員会は、教師経験者を教育委員会の幹部として任用する際、特別支援教育の経験が生かされるよう考慮すること。

(略)

### 3. 大学

(大学の資源の有効活用による教職課程の充実)

○大学は、国内の地域ブロック単位で、大学の資源を相互に活用・共有し、特別支援学校教諭免許状の**5つの障害領域を計画的に取得できるような取組を推進**することが望ましいこと。具体的には、例えば、**単位互換制度や遠隔メディアシステムを活用した授業による履修などによる単位取得を可能とする大学間の体制の整備や取組が考えられること。**(小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保)

○大学は、特別支援学校教諭の教職課程のみならず、小学校等の教職課程においても、特別支援教育に関する科目等の充実を図るとともに、これらの学生の学びを十分に保障すること。特に、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めたり、該当授業科目の単位の取得を推奨すること。さらに、教員養成大学・学部を中心に教職課程の内外で特別支援教育に関する新たな科目の開発や履修の促進を積極的に図ること。

(略)

32

## VI. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの活用

本コアカリキュラムの作成時においては、これを活用した教師養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修に関わる各関係者において、大学と学校現場や教育委員会との連携を核にしながら、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを踏まえた対応が求められる。

【大学関係者】(略)

【任命権者】(略)

【国】

○大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムの内容や活用方法が広く理解される

よう、分かりやすい周知の工夫に努めること。

○本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査の中で適切に

取り扱うこととし、実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

## 管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況



(令和4年4月1日現在)

○管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会の数は14で、全体の約2割。うち、把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約6割。

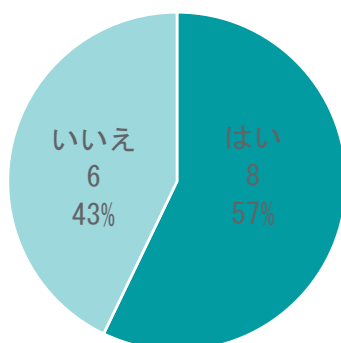
○管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会の数は53で、全体の約8割。うち、今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約1割。

### 管理職選考において、特別支援教育の経験等(※)の情報を把握・管理している教育委員会の割合

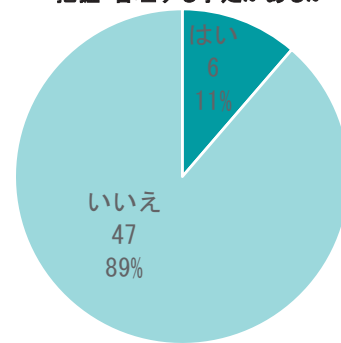
※特別支援教育の経験等：特別支援学級担任等、特別支援学級の教科担任、通級による指導の担当、特別支援学校における指導、特別支援教育コーディネーターの経験

	把握している	把握していない
教育委員会数	14	53
割合(%)	20.9%	79.1%

特別支援教育に関し把握・管理した経験を管理職選考で考慮しているか



今後、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理する予定があるか



# 令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項 についての通知 (令和5年3月29日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)



- ✓ 令和4年12月26日に公表した「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を发出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考に、令和6年度からの実現に向けて取組の一層の促進を依頼。

(通知より引用)

## 第2 教職員人事に関する各種施策

### 5. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成等

特別支援教育を担う教師の更なる資質向上にあたっては、「特別支援教育を担う教師の要請、採用、研修等に係る方策について(通知)」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)において、教師の採用段階において特別支援教育に関わる経験を考慮する等の工夫を行うことや、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めること及び、管理職の登用等に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することを要請している。

しかしながら、管理職選考における特別支援教育経験の情報の把握・管理の状況についての調査結果(令和4年4月1日現在)では、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会は全体の約2割で、そのうち把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約6割であった。一方、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会は約8割で、そのうち今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約1割にとどまった。

各教育委員会におかれては、特別支援教育に関する人材育成に当たり、令和6年度からの実現に向けて取組を一層促進されたいこと。

35

## 採用後10年までに特別支援教育を2年以上経験したことがある教員について

- ✓ 小学校、中学校、義務教育学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験を2年以上有する教員は、小学校で22.6%、中学校で43.0%、義務教育学校で34.4%(令和4年度)。

### ○令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

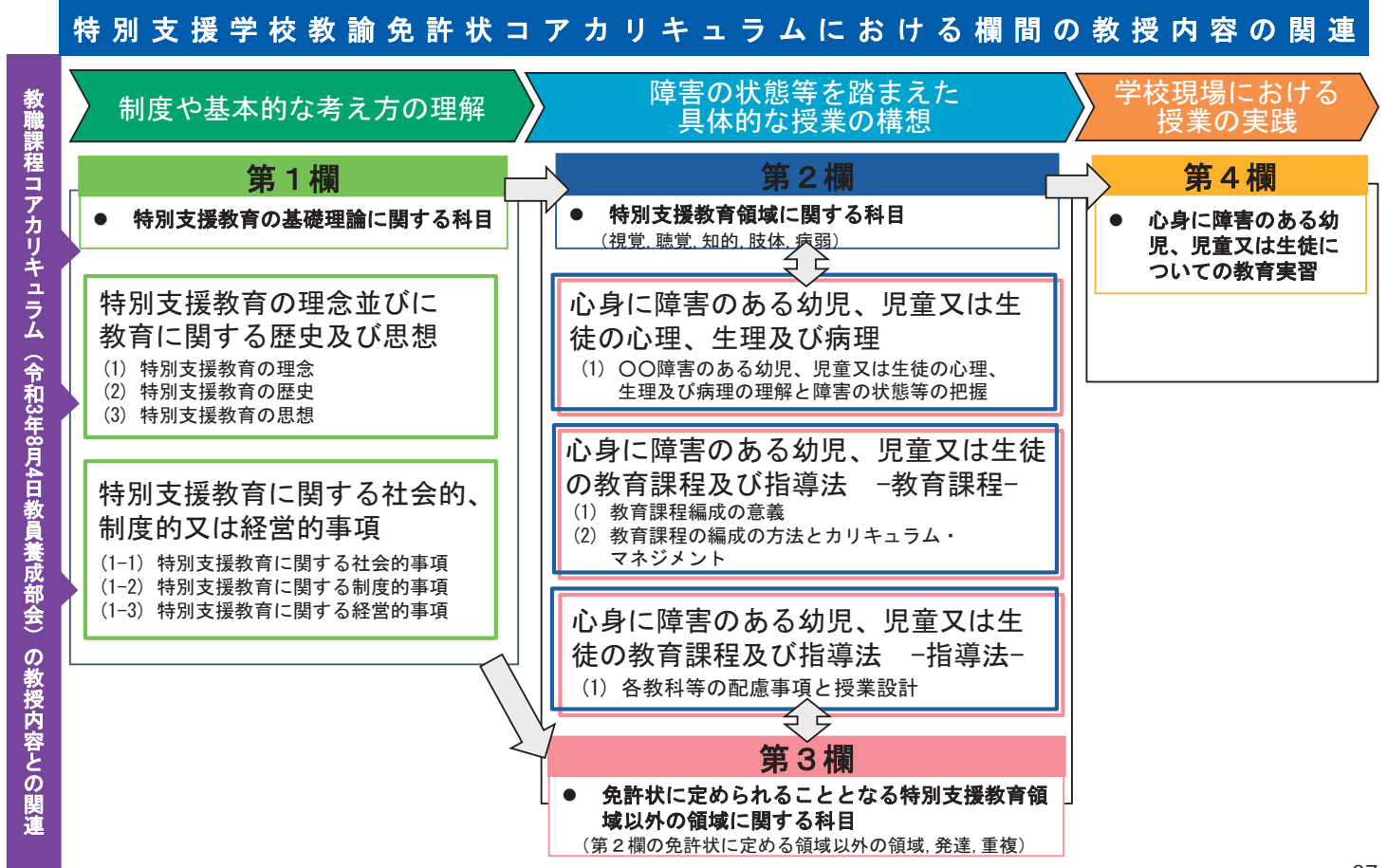
調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長  
※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出(校種別の回答学校数：小学校1,027校、中学校429校、義務教育学校8校)

【表】自校に勤務する採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員 ※複数回答

	小学校	中学校	義務教育学校
特別支援教育に関する下記いずれかの経験あり	22.6%	43.0%	34.4%
通級による指導	2.8%	1.9%	3.3%
特別支援学級	10.1%	8.4%	17.8%
特別支援学級における教科担任	4.1%	31.4%	25.6%
特別支援学校	2.1%	2.0%	4.4%
特別支援教育コーディネーター	2.5%	1.9%	4.4%

(出典) 令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書(全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和5年1月)

36



### 3. 最近の動向について

#### ②通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援

○通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。(平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大)

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標(自立活動の指導)

- ◆個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

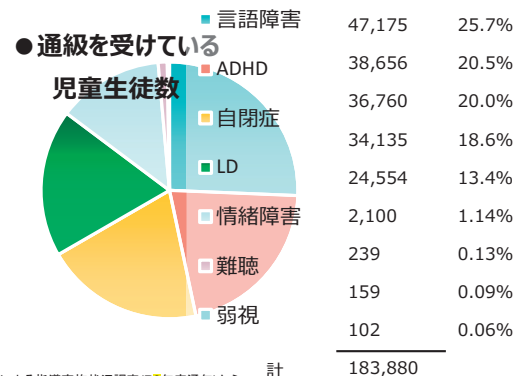
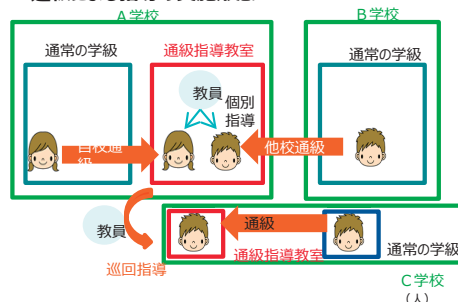
障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

文部科学省の取組

- ◆教職員定数の改善
  - ・公立小・中学校における基礎定数化(H29年度～R8年度の10年間で13人に1人)
  - ・公立高等学校における加配定数措置(R5年度：348人分の経費を地方財政措置)
- ◆研修や指導の充実
  - ・(独)国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
  - ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業(R2年度:高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業)
  - ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
  - ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態



高等学校における「通級による指導」の実施状況(令和3年度実績)

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校と同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,513人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,671人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒842人(R2年度：1,100人)であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多く502人、次いで「その他」が160人、次いで、「通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため」との回答が115人であった。

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(3)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】						
					ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
国公立計	3,114	2,247	2,513	1,671	502	115	0	2	6	57	160

3 文部科学省における支援等

- (1)高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置
  - 公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員348人(対前年度47人増)に必要な経費を措置。など
- (2)特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置
  - 学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。
- (3)「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布
  - 初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



## <調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性-衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況
「I. 児童生徒の困難の状況」の基準	①学習面 <小学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域（各領域5つの設問）のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 <中学校・高等学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント（※1）もしくは15ポイント（※2）以上をカウント。 ※1 「聞く」「話す」「読む」「計算する」の4つの領域（各領域5つの設問） ※2 「書く」「推論する」の2つの領域（各領域6つの設問） ②行動面（「不注意」「多動性-衝動性」） 奇数番号の設問群（「不注意」）または偶数番号の設問群（「多動性-衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0、1点を0ポイント、2、3点を1ポイントにして計算。 ③行動面（「対人関係やこだわり等」） 該当する項目が22ポイント以上をカウント。

## <調査結果>

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの

- 「**学習面又は行動面で著しい困難を示す**」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

調査結果報告はこちら



[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2022/1421569\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm)

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

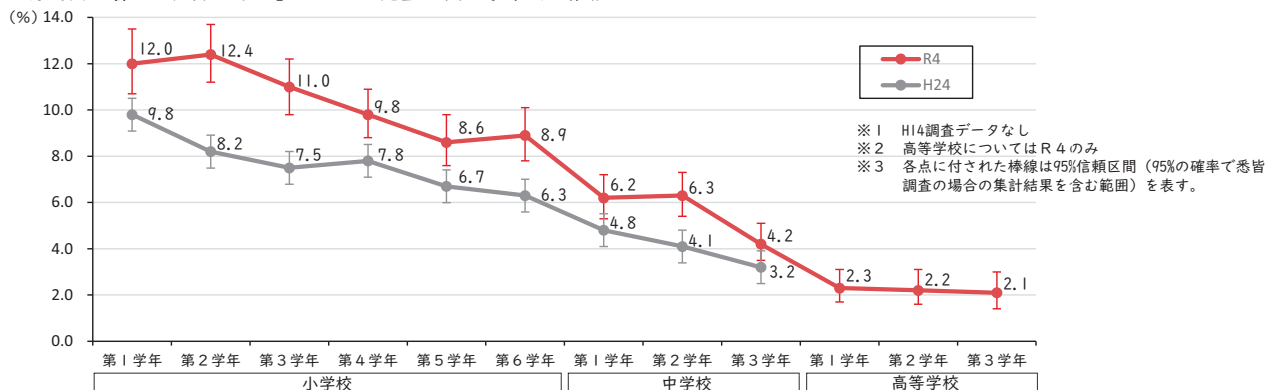


## I. 児童生徒の困難の状況（平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意）

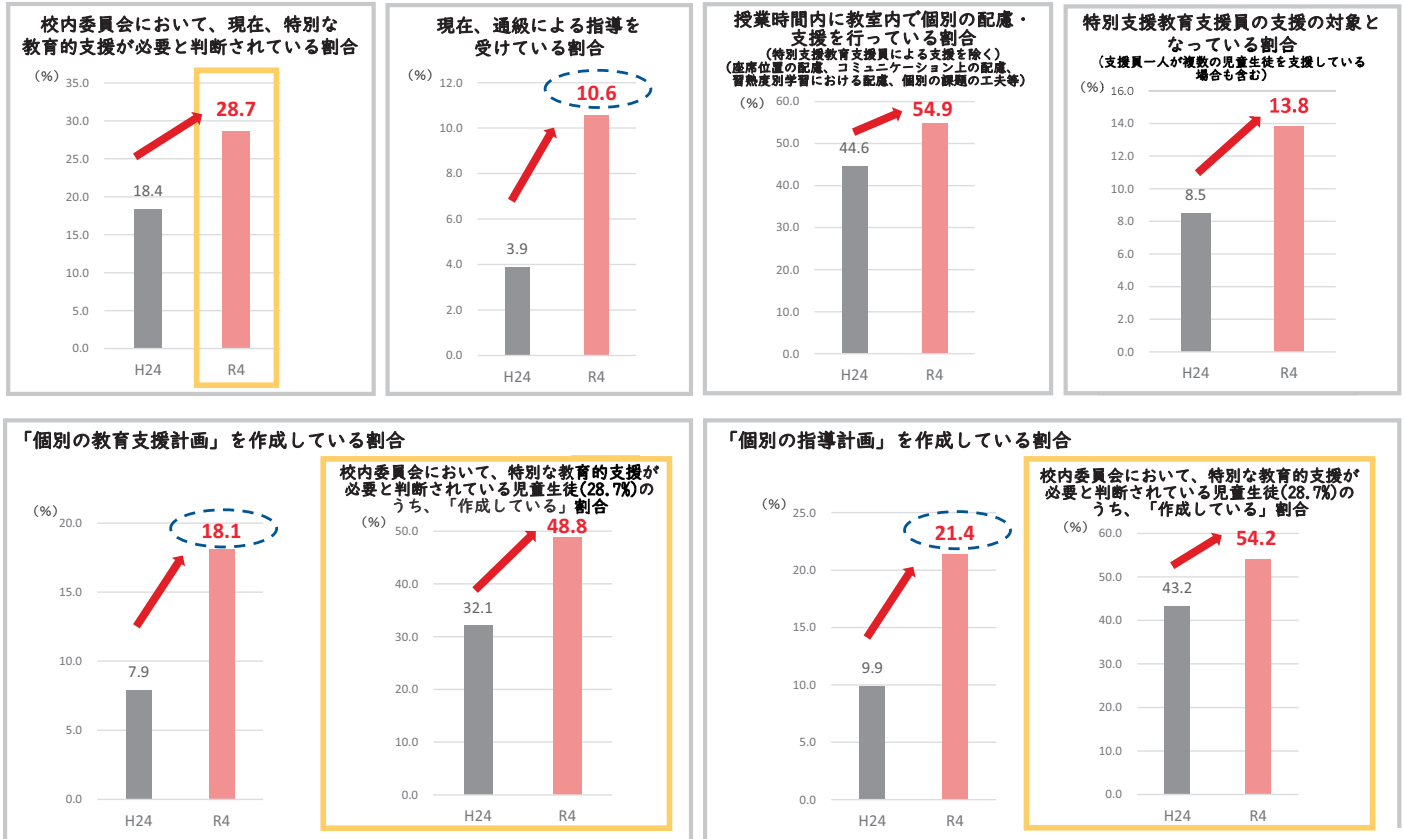
令和4年	小学校・中学校	高等学校 <sup>※1</sup>	(参考) 過去の調査結果 <sup>※2</sup>	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ ※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

## <「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移>



II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校：8.8%)の受けている支援の状況 (平成14年調査では調査していないためデータなし)



43

<有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(令和4年12月13日)より抜粋】

「I. 児童生徒の困難の状況」について

- 平成24年に行った調査と学校・児童生徒の抽出方法は同じである。対象地域や一部質問項目等が異なるため単純比較はできないものの、今回の調査結果は平成24年に行った調査結果と比べて、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が増えているが、前回の調査から10年で義務教育段階において通級による指導を受ける児童生徒の数が約2.5倍になっていることを踏まえると、驚く数字ではないものと考えられる。
- 繰り返しにはなるが、本調査は、発達障害のある児童生徒数の割合や知的発達に遅れがある児童生徒数の割合を推定する調査ではなく、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合を推定している調査である。増加の理由を特定することは困難であるが、通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由として考えられる。そのほか、子供たちの生活習慣や取り巻く環境の変化により、普段から1日1時間以上テレビゲームをする児童生徒数の割合が増加傾向にあることや新聞を読んでいる児童生徒数の割合が減少傾向にあることなど言葉や文字に触れる機会が減少していること、インターネットやスマートフォンが身近になったことなど対面での会話が減少傾向にあることや体験活動の減少などの影響も可能性として考えられる。
- 学校種別に学年間の比較をすると、小学校、中学校ともそれぞれ学年が上がるにつれて、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は低くなる傾向にある。著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、学年が上がるにつれて小さくなる傾向が学習面において特に顕著である。
- 中学校第1学年は、小学校第6学年と比較すると、学習面、各行動面それぞれで割合が大きく減少している。このことは、当該生徒に関する個別の教育支援計画等の活用や効果的な引継ぎが十分になされていないため、必要な情報が蓄積されていないことや、中学校において通級による指導の設置があまり進んでいないため、生徒の実態について参考となる情報が得られにくいことなど関係しているのではないかと考えられる。また、学級担任制から教科担任制になることで、学習面や行動面に関する観察等が主に担当する教科等での指導が中心となることで該当する行動が観察・発見されにくくなったこととも関係しているのではないかと考えられる。さらに、中学校第3学年になると、中学校第2学年と比較して、学習面、各行動面それぞれで割合の減少幅が大きい。これは、前回の調査結果と同様の傾向となっている。
- 高等学校においては、学習面、各行動面それぞれにおいて、高等学校第1学年と中学校第3学年を比較するとさらに減少しており、高等学校第1学年から高等学校第3学年にかけて割合はほぼ横ばいである。高等学校については、高校入学に際して入学者選抜が実施されていることや全日制・定時制・通信制といった課程がある。そして、特色ある学科(普通科・専門学科・総合学科)が設置されており、多様な入学動機や進路希望など様々な背景をもつ生徒に対応できる現状が本調査の高等学校の結果と関係しているのではないかと考えられる。そのため、小学校・中学校と高等学校は切り分けて考える必要がある。

44

## <有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（令和4年12月13日）より抜粋】

### 「Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況」について

- 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒のうち、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられる。そのため、校内委員会が効果的に運用されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。管理職によるリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として全教職員で特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対して必要な支援がなされるよう校内支援体制の構築と充実を図るとともに、それを支えるための仕組みについても検討する必要がある。
- 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の通級による指導を受けている割合は、通級による指導を受けている児童生徒の増加にも表れているとおり、小学校・中学校においては推定値10.6%となっており、通級による指導を受ける機会の充実が図られていると考えられるが、高等学校においては推定値5.6%となっており、高等学校における通級による指導の充実を図る必要がある。
- 「『個別の教育支援計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値18.1%（高等学校：推定値10.5%）、「『個別の指導計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値21.4%（高等学校：10.8%）となっており、通級による指導を受けている児童生徒数の割合よりも高くなっている。このことから、国において小学校学習指導要領等の改訂や個別の教育支援計画の作成や関係機関との情報共有等に関して平成30年に学校教育法施行規則を改正等を行ったことにより、個別の教育支援計画等の作成に関する意識が高まっていることや意義の重要性について理解が広がっているという状況が伺える。
- 「授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っているか（特別支援教育支援員による支援を除く）」という設問に対しては、「行っている」との回答が推定値54.9%（高等学校：推定値18.2%）となっており、個別の配慮・支援について、校内委員会等で検討するなど学校全体の取組としてさらに進めていく必要がある。
- 福祉機関等の外部機関との連携については、実施している学校はあるものの、まだまだ十分とは言えない状況であることが伺える。地域により外部機関等の資源の差はあるが、必要な時に支援を得るためには学校が外部機関等の情報を把握しておくことが大切であり、これらの情報を活用して外部機関等に教員が相談しやすい体制を整備するなど校内で資源の活用方法を考えることが必要である。また、地域の実情に応じた連携の工夫や取り方などについて自治体が十分に周知するなどの工夫も必要である。

# 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

（令和4年5月18日設置）

## 趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（※）に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況

障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。



## 【主な検討事項】

- （1）通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- （2）学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

### 【委員】

○荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	笹森 洋樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター 首席総括研究員（兼）センター長
池田 彩乃	山形大学地域教育文化学部准教授	滝川 国芳	京都女子大学発達教育学部教育学科教授
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	竹内 哲哉	日本放送協会解説委員室解説委員
市川 裕二	東京都立あきる野学園統括校長	中田 寛	鳥取県教育委員会教育次長
氏間 和仁	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授	野口 晃菜	一般社団法人UNIVA理事
梅田 真理	宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授	平野 真理子	平野卓球センター監督
○奥住 秀之	東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授・学長補佐	藤井 和子	上越教育大学臨床・健康教育学系教授
帯野 久美子	株式会社インター・アクト・ジャパン 代表取締役	馬飼野 光一	東京都立荻窪高等学校長
喜多 好一	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長
小枝 達也	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長 こころの診療部統括部長		
櫻井 秀子	川口市立戸塚北小学校長		

### 【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室  
国立障害者リハビリテーションセンター

（※）学校教育法施行令第22条の3の障害の程度…学校教育法第75条（障害の程度）に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

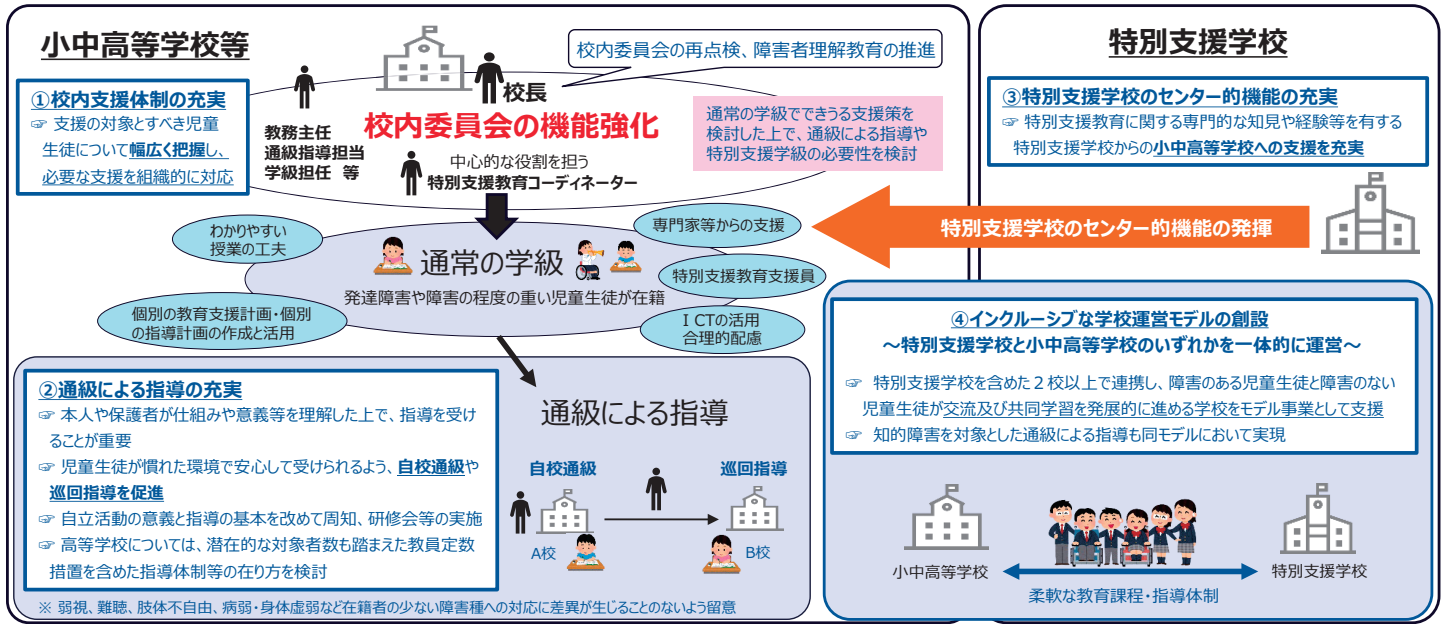
スケジュール：令和4年6月14日に第1回を開催。

第2回以降は月1回開催し、第7回（令和5年1月26日）に報告（素案）、第8回（令和5年2月15日）に報告（案）について検討。  
第9回（令和5年3月9日）に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ。同日付で教育委員会等へ通知。



## 現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性  
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担  
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実にも努め、各自体や学校における取組について、必要な助言等を行うつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

## 学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて

- |                                      |                            |                       |
|--------------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| ① 学校における働き方改革の推進                     | ① 教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ) | を学校教育法施行規則に位置付け、配置を促進 |
| ② GIGAスクール構想の着実な実施                   | ② 情報通信技術支援員 (ICT支援員)       |                       |
| ③ ④ 医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒等への対応 | ③ 医療的ケア看護職員                |                       |
|                                      | ④ 特別支援教育支援員                |                       |

### ① 教員業務支援員

- 教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、資料準備や印刷、帳合、採点補助、消毒をはじめ教員の業務の支援に従事。
- 令和4年度は10,650人の配置経費を措置。今後、学校に標準的に配置されるべき支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

### ② 情報通信技術支援員

- 教員のICT活用（授業、校務等）の支援に従事。
- 令和4年度は4校に1人を配置するために必要となる経費について地方財政措置。今後、GIGAスクール構想の本格実施にあたり学校にとって不可欠な支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。

### ③ 医療的ケア看護職員

- 特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアに従事するために看護師等が配置。
- 令和4年度は各自体等における配置に係る経費を補助するため、3,000人分の予算を計上。

医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

### ④ 特別支援教育支援員

- 食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートに従事。
- 令和4年度は67,300人を配置するために必要となる経費が地方財政措置されており、必要不可欠な支援スタッフとなっている。

特別支援教育支援員は、教育上特別な支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

### その他

※ 今回の改正にあわせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園にも準用させる

参考：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

#### 第四節 職員

- 第64条 講師は、常時勤務に服しないことができる。
- 第65条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。
- 第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。
- 第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。
- 第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

## 【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。👉 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



- 第1章 通級指導を担当するに当たって
- 第2章 通級指導の1年間の流れ
- 第3章 実践例
- 第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

### 【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。➔



（保護者面談の様子）（子供の指導の様子）

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

## 3. 最近の動向について

### ③病気療養児に対する支援（遠隔教育について）

## 小・中学校段階における病気療養児に対する

## 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

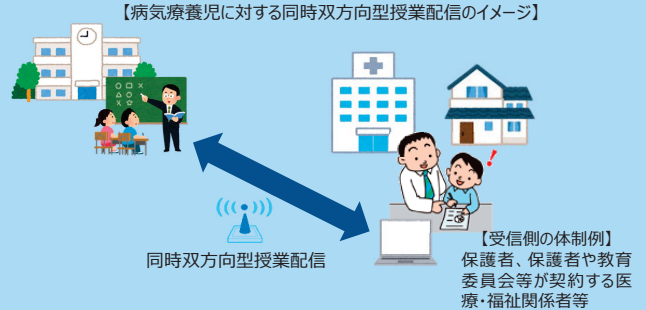
※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するかどうかの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

### 通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

#### ◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと等



### 病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

#### 自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が見える位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

#### 病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

51

## 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育（メディアを利用して行う授業）の要件緩和について

### 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

#### 【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件や単位修得数等の上限**）を緩和。

#### 遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

- **対面による授業の実施**  
教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。  
(27年告示第92号)
- **単位修得数等の上限**  
全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。  
※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。  
(学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項)
- **受信側の教員配置**  
原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）  
(27年施行通知)
- **配信側の教員配置**  
高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者  
(27年施行通知)

#### 病気療養中等の生徒に対する特例

- **単位修得数等の上限の緩和**  
令和2年4月、学校教育法施行規則改正  
病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**  
※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。
- **受信側の教員の配置要件の緩和**  
令和元年11月通知  
**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。**ただし、以下の点に留意すること。
  - ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
  - ◆ **配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向的やりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたもの。

52

### 改正の背景等

- ・小・中学校段階：平成30年9月より、同時双方向型授業配信を実施した場合、指導要録上の出席扱いとすることが可能。
- ・高等学校段階：平成27年4月に、同時双方向型の授業を制度化したほか、文部科学大臣の指定を受けた高等学校においては、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することが可能（特例制度）。当該特例制度においてのみ、オンデマンド型の授業による単位認定が可能だが、申請に時間を要することもあり、活用は進んでいない。

病気療養中等の児童生徒については、**本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型のみでは、教育機会を十分に保障できない可能性がある。**よって、病気療養中等の児童生徒においては、同時双方向型を原則としつつ、**事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信を可能とする**必要がある。

### 改正内容

小・中学校段階：通知を改正し、**オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。**（令和5年3月30日通知）

高等学校段階：学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、病気療養中等の生徒については、**オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。**（令和5年4月1日施行）

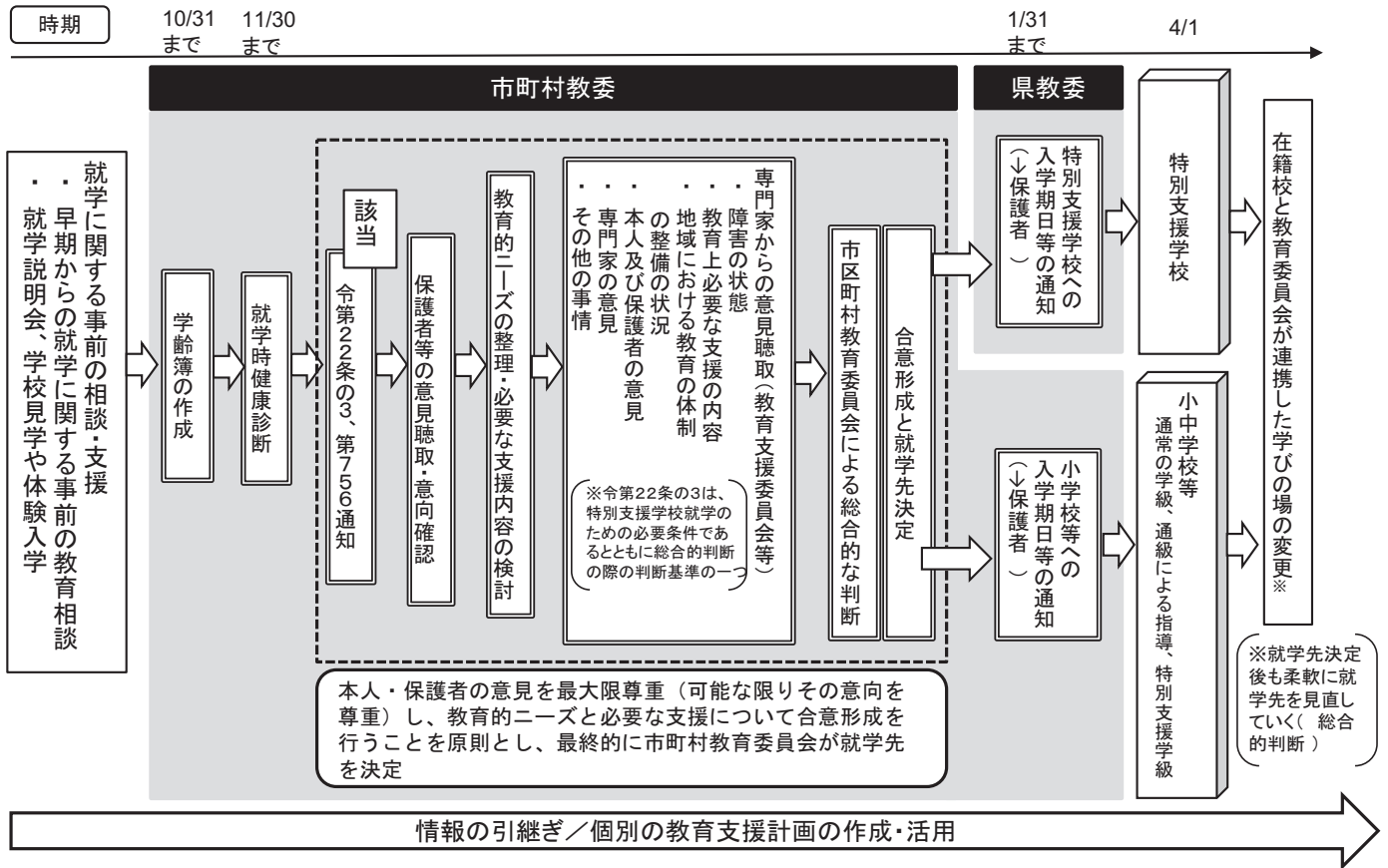
### オンデマンド型の授業配信に係る留意事項

- ・ **同時双方向型を原則としつつ**、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能。
- ・ 当該児童生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携を図り、本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。
- ・ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、**動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに**、課題提出等、工夫して行うこと。
- ・ （小・中学校段階のみ）当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ、オンデマンド型授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること。等

## 3. 最近の動向について

### ④特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



## 「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月）の概要

### ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「一貫した教育支援」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

### 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

#### 1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市区町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

### 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

#### 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

#### 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

#### 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

#### 第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

#### 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
- ・ 特別支援学級と通級による指導等との関係について
- ・ 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
- ・ 障害のある外国人について

#### 第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの

～相談担当者の心構えと求められる専門性～

### 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

#### 1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別の教育支援計画**」の**参考様式**を提示。

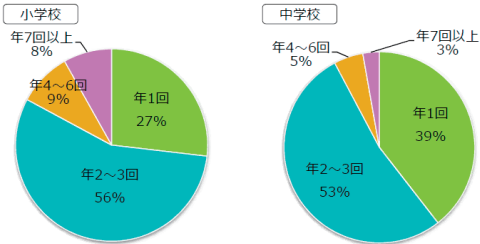
詳細はこちら（文部科学省HP）



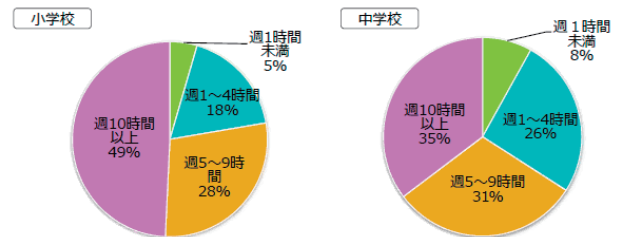
# 「交流及び共同学習」とは

- ◆ 交流及び共同学習とは、**障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動**であって、
  - ・ 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことも目的とする**交流の側面**と、
  - ・ 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**の両方を持つもの。
- ◆ 実施に当たっては、それぞれの子供が、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間を**過ごしていることが重要。
- ◆ 小・中学校や特別支援学校の**学習指導要領等**の記載に基づき、特別支援学校と小・中学校等との間（学校間交流）や、特別支援学級と通常の学級との間で行われる。

## 特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況



## 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習



### 【事例1】音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習

- 小学校5年生と特別支援学校（知的障害）
- 総合的な学習（5時間）
- 5年生の総合的な学習の時間で、**規範意識・命の尊重・ちがいの尊重と認め合いの学習**を行う中で、音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習を実施



### 【事例2】大玉転がし等を通じた交流及び共同学習

- 中学校1～3年生と特別支援学校（知的障害）
- 総合的な学習（4～6時間）
- 特別支援学校の生徒とスポーツを共に行うことで、**障害のある生徒の立場で物事を考える**ことを学び、**障害者への理解**を深める



（出典）障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果（H29）、交流及び共同学習ガイド（H31）

57

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知） （令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知）全文



### 趣旨

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、**障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶこと**を追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、**一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。**

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する**「交流及び共同学習」**が**大きな意義を有することは言うまでもありません。**また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、**交流及び共同学習には、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要がある**という、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

58

## 趣旨

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

59

## 第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

## 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、**必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。**
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、**特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。**言い換えれば、**特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。**
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

### 〈改善が必要な具体的な事例〉

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面だけに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

## 第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
  - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
  - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
  - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとすると記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

## 第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、**児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。**なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、**今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。**
- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。



総論

問0-1. 本通知の趣旨は何か。交流及び共同学習の時間を制限することは、インクルーシブの理念に逆行し、障害のある子供の排除につながるのではないか。

- 本通知は、
  - ・ 特別支援学級で半分以上学が必要のない児童生徒については、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、
  - ・ 特別支援学級在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ること等を目的としたもので、むしろインクルーシブを推進するものです。

問0-2. 本通知が発出された経緯は何か。

- 文部科学省は、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供が図られるよう、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、就学先決定の具体的なプロセス等について周知してきました。
- その後実施した実態調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。
- こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的として、本通知を発出したものです。

問0-3. 本通知は、現場に影響を与えるものであるにもかかわらず、年度途中で発出されたのはなぜか。

- 通知にも記載されている通り、本通知は、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で改めて周知することを主な目的とするものであり、制度変更を伴うものではありません。
- なお、特別支援学級に在籍しているながら大半の時間を通常の学級で過ごしている場合、学びの場の変更を検討すべきことは、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」にも記載し、各教育委員会に周知しており、既に実施されているべきものです。

問0-4. 国連の勧告で求められている通り、本通知は撤回すべきではないか。

- 問0-1で述べた通り、本通知は、むしろインクルーシブを推進するものであるため、撤回の予定はございません。

63

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

問1-1. 学びの場は保護者が決めるものではないのか。市教委は、保護者の意向に反する就学先決定を行うことはできるのか。

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案し、本人及び保護者の意向を最大限尊重して市区町村教育委員会が判断します。
- なお、障害のない児童生徒については、保護者等の意向にかかわらず、通常の学級に在籍して学ぶこととなります。

問1-2. 通級による指導とは何か。言語障害や弱視に限られるのか。自立活動とはどういったものか。

- 障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障害に応じた特別な指導(自立活動)を受けるものです。対象障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。
- また、自立活動とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うものです。

問1-3. 特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類や程度はどこに示されているのか。

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態のみならず、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案の上決定されるべきものです。
- その上で、特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類及び程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日)で示しておりますので、ご参照ください。

(参考)「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長通知)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm)

64

## 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

### 問2-1. 週の半分の根拠如何。

- 特別支援学級に在籍する児童生徒が、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けられるようにするため、特別支援学級で行う授業について、原則となる一定の目安を設けることが必要と考えております。
- 具体的には、
  - ・学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編制され、障害に応じた指導が行われるものであること、
  - ・交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートするなど、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること等を総合的に勘案し、「半分」と示したところです。
- なお、「障害のある子供の教育支援の手引」や通知にも記載した通り、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、通常の学級に学びの場の変更を検討するべきです。

### 問2-2. 週の半分以上が認められるのはどのような場合か。

- 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している場合や、病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等が考えられます。

65

## 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について(前頁より)

### 問2-3. 通級による指導は週8コマまでとされており、自立活動における特別の指導が週9コマ以上半分未満必要な子供は、制度の狭間に落ちているのではないか。

- 通級による指導は自立活動を行うものである一方、特別支援学級は自立活動の他、各教科等の授業が行われるものであり、また、両者は対象とする障害種やその程度が異なるため、特別の指導の時間数のみに着目して学びの場を決定すべきではありません。

### 問2-4. 通常の学級に学びの場を変更した結果、特別支援学級担任によるサポートが得られず、手厚い支援や指導ができなくなるのではないか。

- 通常の学級に障害のある児童生徒が在籍する場合、担任等による合理的配慮を含む必要な支援や、特別支援教育支援員の配置によるサポートといった対応が考えられますし、問1-2で述べた通級による指導も受けることができます。文部科学省としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図るとともに、特別支援教育支援員に対する財政措置や、インターネットで検索可能な合理的配慮に関するデータベースの周知に努めてまいります。

## 第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

### 問3-1. 学校教育活動全体で自立活動を行っている場合、教育課程内の時数として自立活動を設ける必要はないのではないか。

- 小学校学習指導要領の総則等において、
  - ・特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
  - ・学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとするとされていることを踏まえれば、特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時数が「0」であることは、学習指導要領上想定されておりません。
- したがって、教育課程外の朝の時間や休み時間等のみで自立活動を行うということも想定されず、このような場合には教育課程の再編成又は学びの場の変更を検討するべきです。

66

#### 第4 通級による指導の更なる活用について

##### 問4-1. 自校に通級指導教室が設置されていない場合は、どのように対応すればよいか。

- 自校に通級指導教室がない場合、例えば巡回指導や他校通級といった対応が考えられます。国としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図ってまいります。

##### 問4-2. 国の支援策も充実させるべきではないか。

- 国としては、障害のある子供が障害のない子供と可能な限りともに過ごせるよう、例えば、
  - ・ 通級による指導の担当教員の基礎定数化の着実な実施
  - ・ 特別支援教育支援員の法令上の位置付けや財政措置の拡充
  - ・ インターネットで検索可能な合理的配慮のデータベースの周知等に取り組んでおります。
- また、現在、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に焦点を当てた有識者会議を開催しており、年度内に報告をとりまとめる予定です。

#### その他

##### 問5-1. 特別支援学級は、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補足的指導のために活用することもできるのか。

- 特別支援学級は、法律に規定されている通り、障害のある児童生徒のために設置されるものであり、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補足的指導のためのものではありません。
- なお、文部科学省としては、小学校における 35 人学級・高学年の教科担任制等の教職員定数の改善や、学習指導員の配置充実など、学校の指導体制の充実を進めています。

67

## 3. 最近の動向について

### ⑤ 障害者権利条約に関して

## 障害者権利条約関係の動き

### ● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名  
→ (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定  
2013年 障害者差別解消法の制定  
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告  
  
2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付  
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

### ● スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

**8月22日～8月23日 対面審査@ジュネーブ**

※ 2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

⇒ **9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表**

## 障害者権利条約 第24条

### 第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**
- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。**
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
- (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
- (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

## 障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ①

51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。
- (b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知。
- (c) 障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
- (d) 通常教育の教員の障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) 聾（ろう）児童に対する手話教育、盲聾（ろう）児童に対する障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

71

## 障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ②

52. 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に要請する。

- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、**分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受け権利があることを認識**すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**国家の行動計画を採択**すること。
- (b) **全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保**すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び**特別学級に関する政府の通知を撤回**すること。
- (c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために**合理的配慮を保障**すること。
- (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**研修を確保**し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
- (e) **点字、「イーजीリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障**し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、**高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定**すること。

72

（略）文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援学級への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が aumentando 中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいり所存でございます。そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

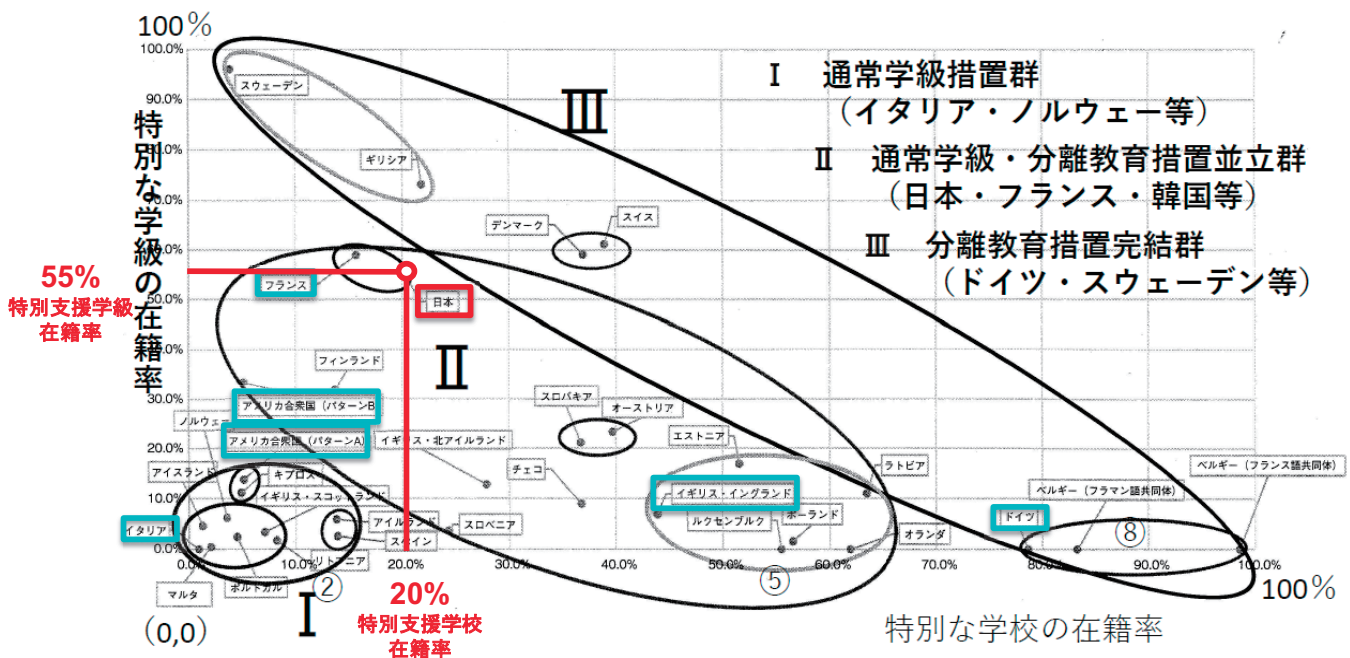
昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推薦（注）するものでございます。勧告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

（注）「推薦」と発言しましたが、正しくは「推進」です。

## 諸外国における特別支援教育の概況

- ◆ 障害のある子供全体に占める特別な学校の在籍率（横軸）と特別な学級の在籍率（縦軸）を見ると、**各国毎に状況は様々。**
- ◆ 例えば日本は、**特別な学校の在籍率が20%、特別な学級の在籍率が55%**と読み取れる（残りの25%は通常級に在籍）。



SEN生徒に占める特別な学級と特別な学校の措置率

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議(第7回)資料を一部改変  
(参考)吉利宗久(2016),インクルーシブ教育をめぐる国際動向,発達障害研究,38(1)34-42

## 【参考】諸外国への勧告（教育部分抜粋）

◆ 障害者権利委員会からの勧告は、日本以外の諸外国にも発出されている。

ドイツ	フランス	イタリア
<p>(a) すべてのレベルで必要な財源、人員など、すべての州で、<b>質の高いインクルーシブな教育制度へのアクセスを提供するため、戦略、行動計画、期限、目標を直ちに策定</b>する。</p> <p>(b) インクルージョンを促進し、<b>本人が選択した場合、通常の学校に障害のある児童を入学させる義務を認める法律及び政策</b>を直ちに有効にするよう、<b>隔離された学校を縮小</b>する。</p> <p>(c) すべてのレベルの教育で<b>合理的配慮</b>を提供し、合理的配慮の権利を法的に実施し、裁判の前の司法判断に適合するよう保証する。</p> <p>(d) インクルーシブ教育についてのすべて<b>教員への研修</b>、教育環境、教材、カリキュラムのアクセシビリティの向上、博士号取得レベルを含む通常の教育での手話の提供を保証する。</p>	<p>(a) 障害のある子供について、就学及び出席についてを含めて、年齢、居住地、性別、人種の別の<b>データを収集するシステム</b>を開発するとともに、<b>ロマ、亡命希望者、難民である障害のある子供や非正規移民</b>となっている障害のある子供が教育への効力あるアクセス。</p> <p>(b) 保護者並びに親権者が、<b>障害を理由とした就学の拒否</b>のケースにおいて、申し立てて救済を求めることのできるシステムの採用。</p> <p>(c) とりわけ自閉症並びにダウン症の子供を含めた障害のある子供の<b>試験における配慮</b>を含む、個別の教育的な要求に対応する<b>合理的配慮</b>の提供を通じた個別の支援を求めることができる障害のある子供の権利を認める枠組みの開発。</p> <p>(d) 市町村レベルでのプログラムを採用し、公的及び私的な関係者が、COVID-19感染拡大状況において、障害のある子供を支援することへ関与すること。</p> <p>(e) <b>フランス手話</b>による教育が早期教育の段階から提供されて、インクルーシブな教育環境において<b>聾文化が促進</b>することを保障すること。</p> <p>(f) 盲あるいは視覚障害である人々や知的障害の人たちのための<b>点字並びに平易な読み物</b>の効果的な学習、指導、使用を保障すること。</p> <p>(g) 障害のある子供の<b>いじめと虐待</b>を排除するための対策を実施すること。</p> <p>(h) <b>高等教育段階における合理的配慮</b>を通じて、手話の使用や彼らの国際交流を促進を含めて、障害のある若年者が、個別の支援を求めることができるような、障害のある人の高等教育への<b>アクセスを促進</b>するための明確な目標と期限のあるプログラムを採用すること。</p>	<p>56. 委員会は、締約国に対し、全ての学校段階で、インクルーシブ教育に関する法令等の実施を監視することで、教室におけるインクルーシブ教育、支援の提供、教員研修の質を高めるための、<b>十分な資源、期限と特定の目標を持った行動計画</b>を実施するよう勧告する。また、締約国が持続可能な開発目標の目標4.5と4（a）を実施するにあたり、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号（2016）を含む条約第24条に導かれ、すべてのレベルの教育および職業訓練への平等なアクセスを確保し、障害に配慮した安全な教育施設を建設およびアップグレードするよう勧告する。</p> <p>58. 委員会は、締約国に対し、一般的なコミュニケーションアシスタントを唯一の選択肢として推奨することをやめて、手話通訳者による補助を希望する全ての聴覚障害のある子供のために、<b>高度な手話通訳者</b>を監視・提供するよう勧告する。</p> <p>60. 委員会は、締約国に対し、主流環境における包括的で質の高い教育を確保するために、新たに起草された教育に関する法令を含む立法その他の措置を通じて、<b>利用しやすい教材</b>の入手可能性と<b>支援技術の提供</b>を適時に保証することを勧告する。</p>

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（第7回）資料を一部改変

75

## 3. 最近の動向について

### ⑥ 医療的ケア児への支援

76

# 学校に在籍する医療的ケア児について

## 法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

### ● 医療的ケア

→人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

### ● 医療的ケア児

→日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

(参考)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマ)の管理、インスリン注射などの医療行為のこと。病気を怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



喀痰吸引



気管切開



経管栄養(経鼻)



経管栄養(胃ろう)



インスリン注射

## 学校に在籍する医療的ケア児の数

- 学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向。

### 特別支援学校

- 医療的ケア児の数 R4(※1) **8,361**人 (R3(※2) 8,485人)

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 688校(R4)

- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 **7,146**人 (R3 7,218人)

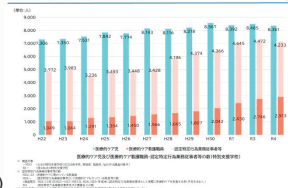
### 幼稚園、小・中・高等学校

- 医療的ケア児の数 R4 **2,130**人 (R3 1,783人)

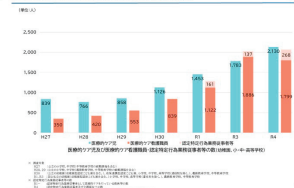
(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 253園、小学校 1,333校、  
中学校 240校、高等学校 52校 (R4) (※3)

- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 **2,067**人 (R3 2,023人)

特別支援学校における医療的ケアに関する概況



幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する概況



■ 医療的ケア児 ■ 看護師 ■ 認定特定行為業務従事者等

※1 R4の数値は、R4年5月1日時点の数値。

※2 R3の数値は、R3年5月1日時点の数値。

※3義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。

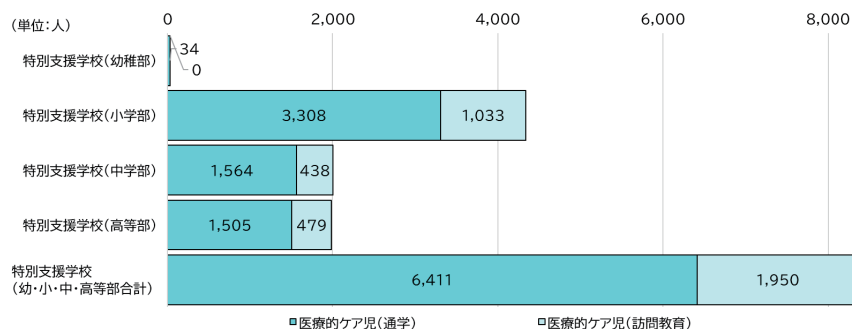
(出典)令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査(文部科学省)

## 令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R4.5.1現在)

### 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

#### ● 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

**8,361**人 (R3 8,485人)

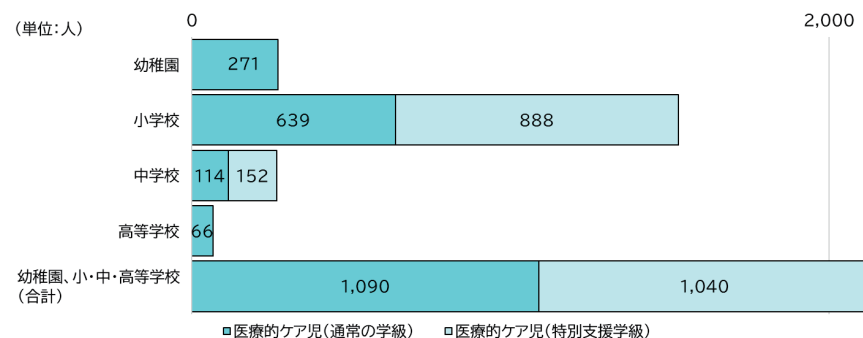


学部	通学・訪問教育の別	学校種別			計
		国立	公立	私立	
幼稚園部	通学	0	33	1	34
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	8	3,300	0	3,308
	訪問教育	0	1,033	0	1,033
中学部	通学	2	1,562	0	1,564
	訪問教育	0	438	0	438
高等部	通学	1	1,504	0	1,505
	訪問教育	0	479	0	479
計	通学	11	6,399	1	6,411
	訪問教育	0	1,950	0	1,950
	計	11	8,349	1	8,361

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 688校

#### ● 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数

**2,130**人 (R3 1,783人)



学校種	通常の学級・特別支援学級の別	学校種別			計
		国立	公立	私立	
幼稚園	通常の学級	1	104	166	271
	特別支援学級	0	888	0	888
小学校	通常の学級	3	625	11	639
	特別支援学級	0	104	9	114
中学校	通常の学級	0	152	0	152
	特別支援学級	0	33	33	66
計	通常の学級	5	866	219	1,090
	特別支援学級	0	1,040	0	1,040
	計	5	1,906	219	2,130

(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 253園

小学校 1,333校

中学校 240校

高等学校 52校

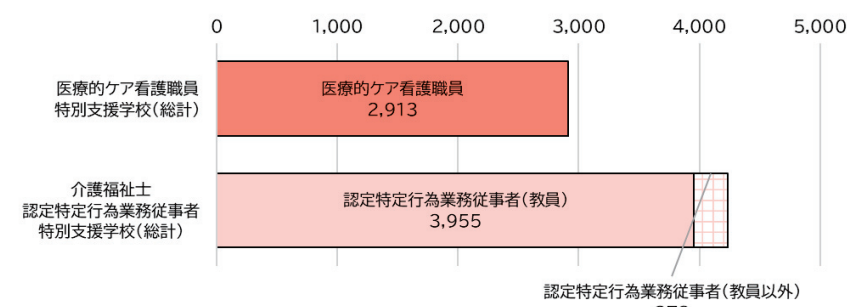
※ 義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。

※ 令和3年度の数値は、令和3年5月1日時点の数値。

※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医療行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児 ②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。



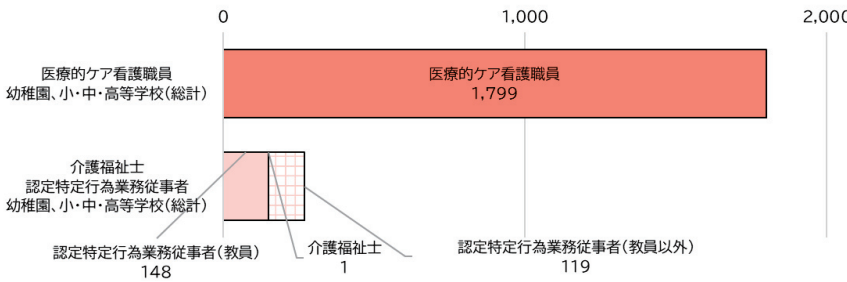
・ 特別支援学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **7,146人**  
(R3 7,218人)



週当たりの所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 常勤	直接雇用 非常勤	外部委託(※2)
19時間25分未満	0	1,022	144
19時間25分以上 23時間15分未満	0	105	0
23時間15分以上 31時間00分未満	0	1,090	68
31時間00分以上 37時間30分未満	0	112	4
37時間30分以上	329	22	17
計	329	2,351	233

※1 直接雇用:就労規則によって定められる週の所定労働時間(始業時から終業時間までの時間から所定の休憩時間を除いた時間)を回答。  
外部委託:委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間)を回答。  
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

・ 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **2,067人**  
(R3 2,023人)



週当たりの所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 常勤	直接雇用 非常勤	外部委託(※2)
19時間25分未満	0	565	338
19時間25分以上 23時間15分未満	1	124	20
23時間15分以上 31時間00分未満	0	378	62
31時間00分以上 37時間30分未満	0	205	38
37時間30分以上	43	20	5
計	44	1,292	463

※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。  
※ 看護師のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む市内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。  
※ 看護師の数は、令和3年度調査は国公立ともに各学校が回答しているが、令和4年度は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校の状況を回答している。

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

### ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

#### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
  - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する  
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

#### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう  
→最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

#### 国・地方公共団体の責務

#### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

#### 支援措置

##### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

##### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

##### 医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日:公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年9月18日)

検討条項:法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

# 小学校等における医療的ケアの実施体制の充実に向けて

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、小・中学校等においても医療的ケア児の数が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたことなど踏まえ、**教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、学校における医療的ケアの実施に関する基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表するとともに、「小学校等における医療的ケア実施支援資料」を公表**しています。

## 教職員支援機構 校内研修シリーズ

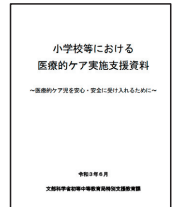
各学校で実施される医療的ケアが安心・安全に実施できるよう、**医療的ケアに関する定義や考え方、医療的ケアの内容や現状を踏まえ、文部科学省の取組等について解説。**



## 小学校等における医療的ケア実施支援資料

医療的ケアの内容の把握や小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、**小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。**

- (参考)  
第1編 医療的ケアの概要と実施者  
第2編 学校における受け入れ体制の構築  
第3編 医療的ケア児の状況等に応じた対応



## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」において、学校に関する留意事項について整理。



## 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



# 学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、**特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載**しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると文部科学省HPの該当ページに移動します。

## 基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について(H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



## 医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



学校における教職員によるたんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



教育委員会による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



## 医療的ケア児の受け入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受け入れ体制の在り方について



学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について

※1年目の取組概要を公表  
文部科学省HP



学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。

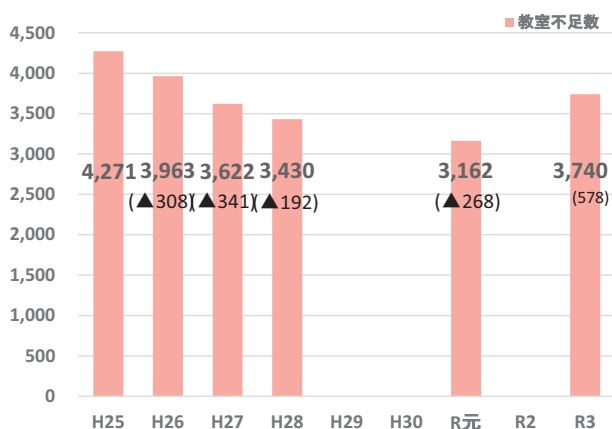


## 3. 最近の動向について

### ⑦ 特別支援学校の教育環境の改善

#### 特別支援学校の教室不足について

公立特別支援学校における教室不足数の推移



( ) 内は前年度からの増減数。  
ただし、R元はH28からの増減数、R3はR元からの増減数。

近年の特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加により、前回調査と比較して、578教室増加しており、令和3年10月1日現在3,740教室の不足が生じている。

#### 特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（R4.3.1）

- 各設置者に対し、**集中取組期間**（令和2年度から令和6年度まで）において、**国の財政支援制度を積極的に活用**するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等を図るなど、**首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行う**よう要請。
- 各設置者に対し、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（**集中取組計画**）を策定していない場合は、設置基準も踏まえ、**令和3年度末までに、可及的速やかに策定**を要請。

#### 文部科学省の支援策等

- 各設置者が行う特別支援学校の新増築等の施設整備に対して、**優先的に国庫補助**
- さらに、**集中取組期間**に、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を**3分の1から2分の1へ引上げ**
- 各設置者に対し、解消の前倒しの可否や課題等について**個別にヒアリング**するなど、きめ細かくフォローアップし、**加速化を働きかけ**。

## 趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

## 主な内容

### 他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

### 特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

## その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

(参考) スケジュール  
 令和3年9月24日 公布  
 令和4年4月 1日 施行  
 令和5年4月 1日 施行（編制、施設及び設備）

## 3. 最近の動向について

### ⑧ バス送迎に当たっての安全管理の徹底について

# 緊急点検・実地調査について

令和5年1月27日

87

## 緊急点検・実地調査の実施

### 緊急点検・実地調査

#### 1. 緊急点検

令和3年8月25日・令和4年9月6日に周知を行った安全管理の徹底に関する留意事項等を踏まえて、安全管理が適切に実施されているか、送迎バスを有する全ての施設に対して、緊急点検を実施。

※令和3年9月から点検実施までの状況を調査対象とする。

#### 2. 実地調査

送迎バスを有する施設に対して、地方自治体による、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を実施。

### 点検・調査項目

具体的な点検・調査項目は、以下のとおり。

- ・連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び職員間における情報共有
- ・乗車時、降車時における子どもの人数確認などのチェック体制
- ・担任職員が、バスから降車した子どもの情報と当日の出欠に関する情報を突き合わせて確認したかなどの降車後の確認体制
- ・同乗職員がいるか、確認内容の手順等の引継ぎを行っているかなど、送迎バスの運行体制 等

88

## 緊急点検の結果の概要(1)

緊急点検の結果、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校(幼稚部)のうち、送迎用バスを運行しているのは、10,359施設、21,348台。

	運行している施設数	運行台数
保育所等(保育所+地域型保育事業)	1,477施設	1,983台
認可外保育施設	832施設	1,603台
幼稚園	4,258施設	10,024台
認定こども園(幼保連携型)	2,427施設	4,811台
認定こども園(幼稚園型)	1,089施設	2,485台
認定こども園(保育所型)	233施設	357台
認定こども園(地方裁量型)	27施設	51台
特別支援学校(幼稚部)	16施設	34台
上記計	10,359施設	21,348台

- ※ 特別支援学校(小学部~高等部)(707施設、4,917台(推計値))や児童発達支援・放課後等デイサービス(12,154事業所、15,910台※全送迎車両のうちバスや大きめのワゴン車等の推計値)は、緊急点検の対象ではないが、安全装置の義務化の対象とする
- ※ 小・中学校(5,224施設、7,837台(推計値))、放課後児童クラブ(3,396クラブ、3,332台)
- ※ 10月12日の第4回会議で報告した施設数等に対し、実地調査等の過程で訂正報告があったため、見直し

89

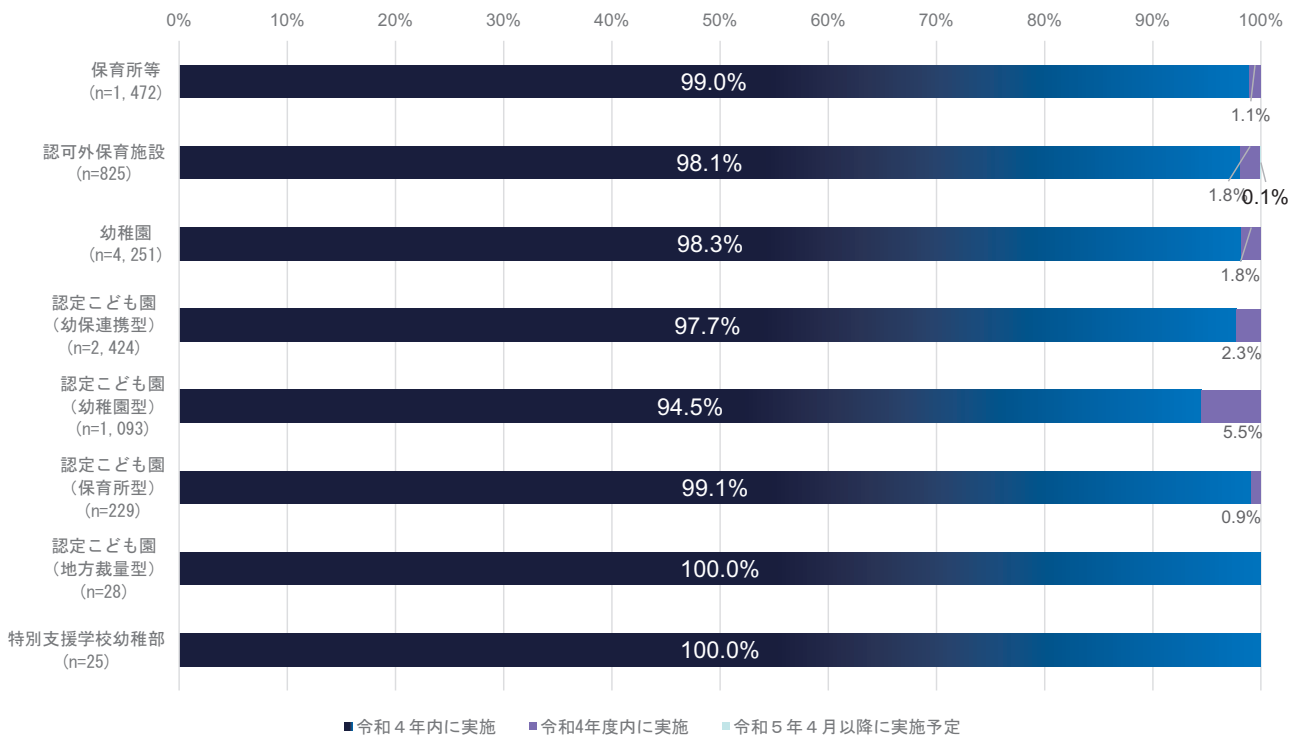
## 緊急点検の結果の概要(2)

	保育所 (n=1,477)	認可外 保育施設 (n=832)	幼稚園 (n=4,258)	認定こども園 (n=3,776)	特別支援学校 (幼稚部) (n=16)
連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び子どもの出欠状況に関する職員間における情報共有をしているか【常に行っていると回答した施設の割合】	93.6%	94.7%	94.6%	94.4%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(28.0%)	(35.1%)	(36.2%)	(35.8%)	(37.5%)
登園の際、乗降時における子どもの人数、名前等を確認(乗車時は記録も含む。)しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	88.5%	83.1%	89.4%	88.8%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(39.7%)	(40.6%)	(44.1%)	(44.9%)	(37.5%)
担任職員が、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子どもの出欠に関する情報を突き合わせて確認しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	95.1%	93.8%	94.8%	94.6%	87.5%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(33.4%)	(36.7%)	(41.0%)	(39.6%)	(25.0%)
バスの運転手の他に、事故防止の観点で子どもの対応ができる職員を同乗させることとしているか	94.0%	74.6%	97.7%	97.9%	100.0%
通常通園バスを運転・同乗する者とは別の者が通園バスを運転・同乗する場合、確認内容の手順等の引継ぎを行っているか	87.1%	87.0%	95.1%	92.6%	100.0%
バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか	49.0%	47.5%	56.1%	52.6%	56.3%
バス内にセンサーを付けるなど、車内に子どもが残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入しているか	1.1%	3.6%	1.7%	1.7%	0.0%

90

## 実地調査の実施状況

- ・施設類型を問わず、9割以上の施設について、令和4年内に実地調査を実施
- ・年内未実施のものも、ほぼ令和4年度内には実施予定



※緊急点検実施後に運行を停止した施設等があるため、緊急点検における「送迎用バスを運行している施設数」と「実地調査の対象施設数」は一致しない。

※報告基準日は、12月7日であるため、年内実施には予定を含む。

91

## 実地調査で内容ごとに課題が見られた割合

- ・報告基準日(12月7日)時点で実地調査を実施済の施設について、下表の観点で自治体として課題が見られたか、回答してもらったところ、「保護者との連絡・職員間の情報共有」、「乗降車の際の確認」に関する各観点で課題が見られたのは、おおむね3～9%程度。
- ・「園内研修」に関する観点で課題が見られたのは、5～15%程度。

課題が見られたかどうかの観点	保育所等 (n=1,255)	認可外保育施設 (n=705)	幼稚園 (n=3,161)	認定こども園 (幼保連携型) (n=1,953)	認定こども園 (幼稚園型) (n=812)	認定こども園 (保育所型) (n=210)	認定こども園 (地方裁量型) (n=21)	特別支援学校 幼稚部 (n=23)
<b>1 車両について</b>								
「ラッピング等で外から「車内が見えにくい」・「全く見えない」バスがある場合、なぜラッピング等をしているか、車内が見えにくくなることにどう対策を講じているのか」等の点で課題が見られる	2.4%	4.4%	1.3%	1.6%	0.5%	2.4%	4.8%	0.0%
<b>2 こどもの出欠状況に関する保護者への確認や職員間の情報共有について</b>								
「こどもの出欠確認にあたって、連絡が無くこどもがいない場合、保護者へ確認を取っているか、また、こどもの出欠状況について、職員間で情報共有を行っているか。」という点で課題が見られる	2.9%	3.2%	1.1%	3.9%	4.1%	4.3%	0.0%	0.0%
<b>3 乗降車の際の確認について</b>								
「こどもの出欠状況等について複数の職員で確認しているか。」という点で課題が見られる	2.2%	6.4%	1.0%	3.5%	3.6%	2.9%	9.5%	0.0%
「乗降時にこどもの人数や名前等の確認を行っているか。」という点で課題が見られる	3.4%	6.7%	1.0%	3.9%	4.1%	4.3%	4.8%	0.0%

92

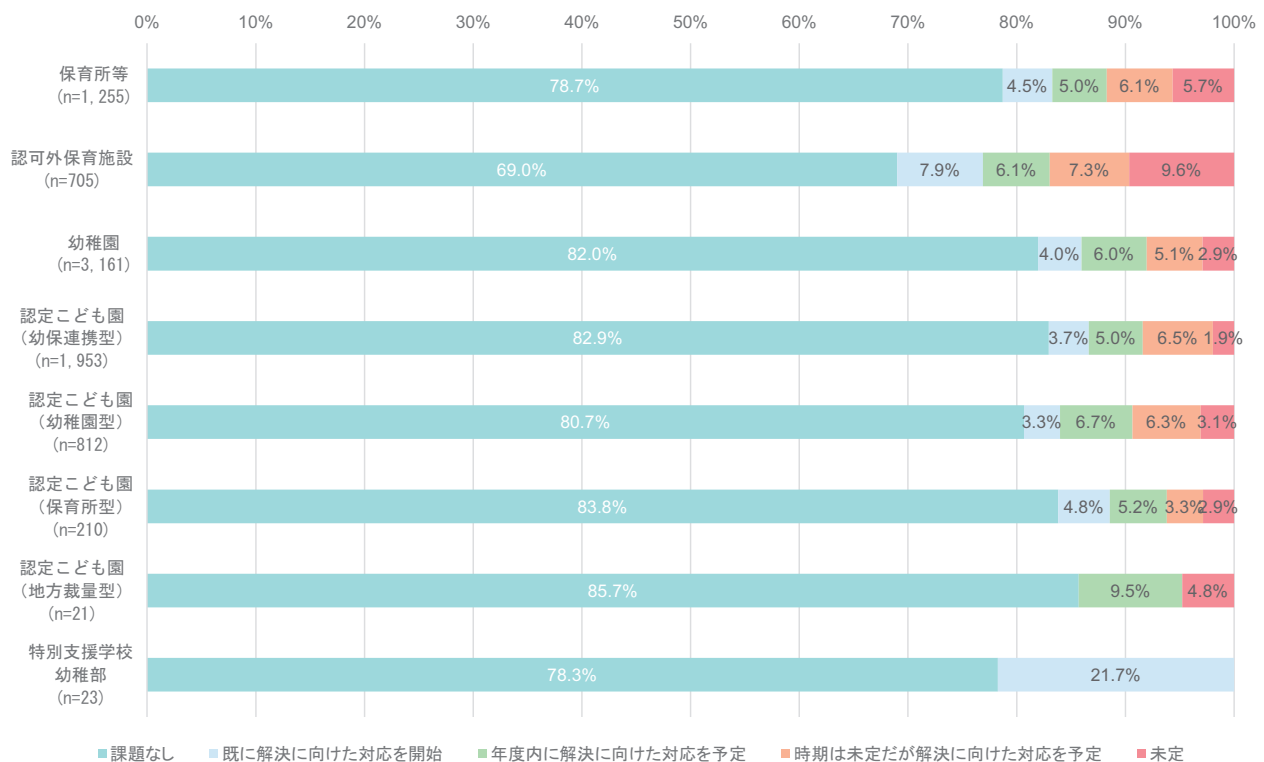
## 実地調査で内容ごとに課題が見られた割合②

課題が見られたかどうかの観点	保育所等 (n=1,255)	認可外保育施設 (n=705)	幼稚園 (n=3,161)	認定こども園 (幼保連携型) (n=1,953)	認定こども園 (幼稚園型) (n=812)	認定こども園 (保育所型) (n=210)	認定こども園 (地方裁量型) (n=21)	特別支援学校 幼稚園部 (n=23)
<b>3 乗降車の際の確認について</b>								
「乗降時に確認された情報を施設・園の担当（担任）職員等に引き継ぎ、こどもの出欠に関わる情報と突合等を行っているか。」という点で課題が見られる	3.9%	8.2%	0.9%	4.4%	4.2%	4.8%	4.8%	0.0%
「こどもの降車後に車内の見回りを行っているか。」という点で課題が見られる	2.9%	2.6%	0.4%	2.7%	2.7%	2.4%	0.0%	4.3%
「各日、登園・降園それぞれについて記録できる乗車名簿を作成しているか。」等の点で課題が見られる	4.2%	8.8%	2.2%	4.4%	5.8%	4.8%	0.0%	0.0%
<b>4 安全計画について</b>								
「通園バスの乗降に係る安全確保について「学校安全計画」等に規定しているか。」という点で課題が見られる			11.6%	14.3%	17.6%			17.4%
<b>5 園内研修について</b>								
「バス通園におけるこどもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか。」という点で課題が見られる	14.9%	13.6%	6.4%	10.4%	13.4%	7.1%	4.8%	0.0%

93

## 課題がみられた場合の対応

・国が報告を求めた項目について、課題が確認されなかったもの 及び 課題が1つ以上見られた施設のうち令和4年度内に解決に向けた対応を開始又は予定しているものは、おおむね全体の9割



94



## 実地調査の結果、見られた実践参考例①

### 職員間の共通認識の醸成

- ・職員間でバスマニュアルの読み合わせを各学期に実施している。
- ・月に一度、園長や添乗員等による安全協議会（職員による話し合い）を実施している。
- ・毎年度末に、新年度に回る運行コースを添乗員・運転手により試乗。試乗の中で、園児の乗降、保護者への受け渡し方法等のシミュレーションを実施している。

### マニュアル・チェックリストの活用

- ・今回の事件の時系列に沿って対応策を検討し、マニュアルに盛り込んだ。
- ・確認漏れが発生しそうな部分をなくすため、複数の保育士でロールプレイを行い、議論を重ねて作成した。
- ・座席表に乗降チェックができる欄を設けている。また同じ様式をバス用と園内用と用意し、バス利用園児の園への出入りを記録、突合している。
- ・登降園時に職員がすべきことを1枚のフローにまとめ、時間ごとに何をすべきか、分かりやすくしている。
- ・確認・消毒の「時間」を記録させ、確認漏れのないよう意識を高めている。
- ・バス運行や危機管理のマニュアルのデータを全保護者に送付し情報共有する。

### こどもの人数確認

- ・顔写真付きのバス名簿を作成している。
- ・バスの座席を固定することで、見落としを防ぐ。
- ・運転手、同乗者、園長のトリプルチェック体制とした。

95

## 実地調査の結果、見られた実践参考例②

### 出欠状況の職員間共有

- ・携帯電話や無線機を導入し、認定子ども園と送迎用バスの連絡を迅速に行っている。
- ・職員が誰でも、どこでも出欠状況を入力でき、同一のものを確認できるシステムを導入している。
- ・朝礼時にバス乗降の出欠確認を職員間で行うとともに、ホワイトボードを用いて欠席者が一目でわかるようにしている。

### 運行時の体制等

- ・送迎バスに乗車する職員を専任していて乗車名簿での乗車確認と利用児の異変に気づきやすくしている。
- ・不慣れな職員が添乗する場合（特に年度当初）は、慣れた職員が同乗し、一定期間指導等を行う。

### 保護者との連絡

- ・欠席する場合、バスの利用者は保護者に①直接バスの携帯に乗降についての連絡、②園に健康上の理由等で欠席の連絡、と2回連絡してもらうようにしている。
- ・アプリにより、保護者がバスを利用するかをいつでも入力できるようにしている。

### バス車内の見回り点検

- ・運転手による見回り点検後、後部窓ガラスに「点検済」の札を掛ける。
- ・運転手や同乗者に加え、園長や遅れて出勤する職員等が3重で見回りや点検を行う。
- ・降車後も監視カメラで園バスの中の様子を見ることが可能。（職員室内で確認）
- ・登園後及び降園後に運転手が車内の掃き掃除を行う。

96

## 実地調査の結果、見られた実践参考例③

### ラッピング

- ・ 全面に日よけ防止フィルムを貼っていたが、子どもの背の高さ以上に変更して、見通しをよくするようにした。
- ・ 窓にかかる部分は、透過性の高い仕様とし、中が見えるようにしている。

### ヒヤリ・ハット事案

- ・ ヒヤリ・ハット事例があった場合は経緯をまとめ、職員間で対応を検討した上でファイルに保管している。
- ・ 当該事案が生じた際は、早急に職員会議等を開催し職員間で共有し、再発防止に努める体制をとっている。

### こどもの発達に応じた支援

- ・ 取り残された場合に押すと園事務室内にブザーが鳴る機器を設置しており、こどもたちに使用方法を指導している。
- ・ バス内になにかあったらクラクションを押すピクトグラムを掲示

### 学校安全計画 等

- ・ バス運行に関する安全管理を記載している。
- ・ 乗車中に事故や地震が起こった場合の対応を定めている。

### その他

- ・ ドライブレコーダーを活用して、定期的に園長が確認し、気になった点があれば、運転手に報告するようにしている。

97

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における  
バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議（第5回）

資料2

# 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の 進捗について

令和5年1月27日

98

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け  
→ 令和4年12月28日に関係府省令等を公布。令和5年4月1日より、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成  
→ 令和4年12月20日に、国土交通省において、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のに関するガイドライン」を策定・公表
- ③ 安全管理マニュアルの作成  
→ 令和4年10月12日に、緊急対策の公表と合わせて作成・公表
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」  
→ 令和4年度第2次補正予算に関連予算を計上して推進。

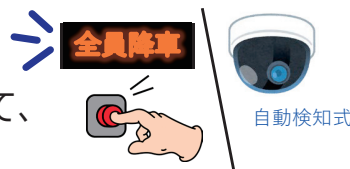
## 緊急対策① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

### 1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

### 2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等<sup>(※1)</sup>の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備<sup>(※2)</sup> 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

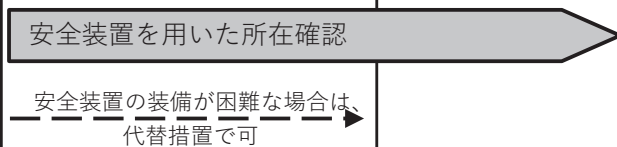


※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定子ども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。  
 ※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

### 3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

令和5年4月1日                      令和6年4月1日

# 緊急対策① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

## 概要

### 1. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

### 2. 改正条文 ※幼保連携型認定こども園の場合

第二十九条の二 幼保連携型認定こども園においては、園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。

2 幼保連携型認定こども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（園児の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

### （参考）パブリックコメント概要

- 募集期間：令和4年11月9日（水）～12月8日（木）
  - 公表日：令和4年12月28日
  - 主な意見
    - ・ 園児等の所在確認の方法
    - ・ 経過措置期間の対応方法
    - ・ 安全装置の仕様
    - ・ 安全装置の装備に対する補助
    - ・ バスを運行委託している場合の対応
    - ・ 職員配置基準の見直し
    - ・ 職員の研修
- など（内閣府7件、文部科学省7件、厚生労働省318件）

## 施行期日

令和5年4月1日（公布日：令和4年12月28日）

101

## （参考）内閣府、文部科学省、厚生労働省による改正府省令等一覧

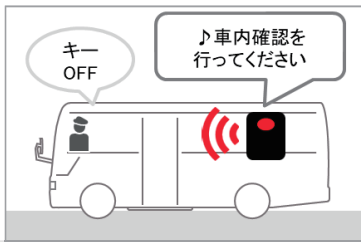
改正する法令・通知	①と②ともに義務付ける施設・事業（就学前・障害児）	①のみ義務付ける施設・事業（小学生以上など）	所管	改正する法令・通知	①と②ともに義務付ける施設・事業（就学前・障害児）	①のみ義務付ける施設・事業（小学生以上など）	所管
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）	幼保連携型認定こども園	—	内閣府 文部科学省 厚生労働省	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）	・指定児童発達支援事業所 ・放課後等サービス	左記以外の指定障害児通所支援事業	厚生労働省
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）	幼保連携型以外の認定こども園	—	内閣府 文部科学省 厚生労働省	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）	—	指定障害児入所施設	厚生労働省
学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）	・幼稚園 ・特別支援学校	・小学校以上の学校（特別支援学校を除く） ・専修学校	文部科学省	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）	—	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	厚生労働省
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	・保育所 ・児童発達支援センター	保育所以外の児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭センターを除く）	厚生労働省	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	認可外保育施設（ベビーシッターを除く）	認可外保育施設（ベビーシッターに限る）	厚生労働省
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）	・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	厚生労働省	「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年雇児発第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	広域的保育所等利用事業	—	厚生労働省

102

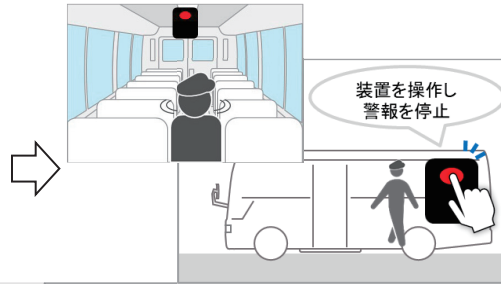
## 緊急対策② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

### 降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

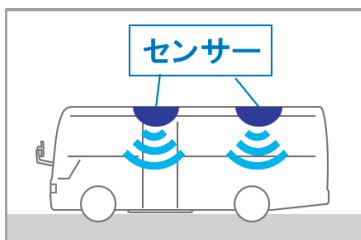


車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

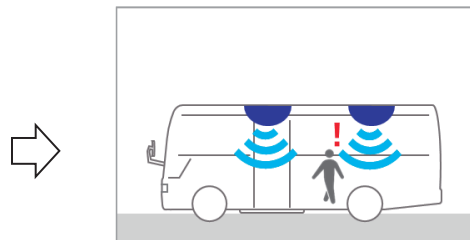


確認が一定時間行われない場合、更に、**車外向けに警報**

### 自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知**を開始



置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

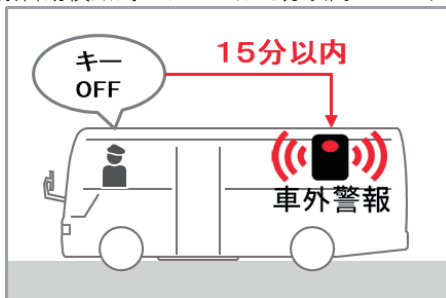


103

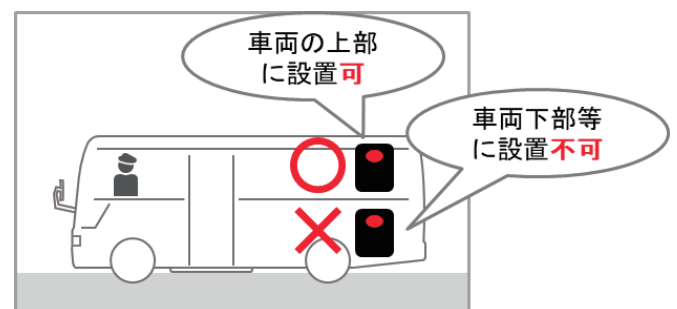
ガイドラインにおいて規定された主な要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

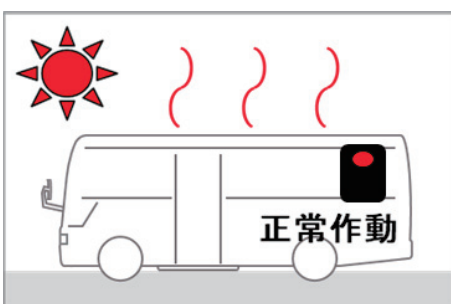


- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



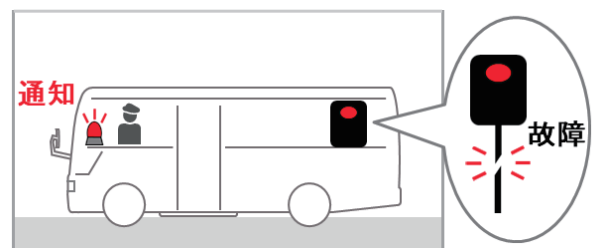
- ③ 十分な耐久性を有すること

例) -30~65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



104

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

### ◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

#### ○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

#### ○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理

園での業務の流れが適切か確認する内容

#### ○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、子ども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項

#### ○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくることが想定される。これらの意見や静岡県の特例指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。

※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、当事者家族等の精神的ケアの必要性について伝達

※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

105

## いわゆる「ヒヤリ・ハット事例」に関する調査研究について

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「子どものバス送迎・安全徹底プラン(10月12日)」において、教育・保育施設等における事故には至らなかった事例の収集・共有等に関する調査研究を実施することとされた。

### 1. 調査の目的

教育・保育施設等におけるケガなどの事故には至らなかったが、事故につながりかねない危険な状況のうち、命の危険につながりかねないような事例が、行政や他の施設と共有されることは、事故防止を図る上で重要であるため、そうした事例の収集や共有の方法などについて調査研究を行う。

### 2. 実施期間

公募を経て令和4年12月1日から3月末まで実施

### 3. 実施内容

#### ① 事例の収集と共有

- ・ バスの置き去り事例のほか、それに限らず命の危険につながりかねない事例を対象に、先行自治体、現場をよく知る団体関係者から事例を収集。
- ・ 収集した事例を基に、保育現場で活用されやすい「わかりやすい事例集」を作成。  
併せて、収集した事例について、試行的にリスクに応じて分類して整理するなど、個々の教育・保育現場において活用できる取組についても検討。

#### ② 今後の事例収集・共有の方法の検討

- ・ 現場の負担等も考慮した効果的な方法について、有識者、先行自治体、現場をよく知る団体関係者の意見を伺いながら検討。

106

## 緊急対策④ 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進

＜内閣府・文部科学省・厚生労働省予算＞

令和4年度第2次補正予算：234億円

### 1 事業の目的

- こどもの安全対策として、送迎用バスへの安全装置や登園管理システム、こどもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。

### 2 事業の内容

#### 【事業概要】

#### （1）送迎用バスへの安全装置の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

ブザーやセンサーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修に必要な経費を支援（定額補助（装備が義務付けられる施設（保育所等）：17.5万円、義務付けられない施設（小・中学校等）：8.8万円））  
※令和4年9月5日以降の送迎用バスへの安全装置（安全装置の仕様に関するガイドラインに適合するものに限る。）の装備を対象とする。

#### （2）登園管理システムの導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登降園管理システムの導入に必要な経費を支援  
（事業者負担：1/5）

#### （3）こどもの見守りタグ（GPS等）の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

安全対策に資するGPS等を活用したこどもの見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援  
（事業者負担：1/5）

#### （4）安全管理マニュアルの研修支援等（内閣府計上）

保育所、幼稚園、認定こども園等の職員に対する安全管理の研修の実施に必要な経費を支援するとともに、送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成（自治体負担：1/2）

#### 【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所  
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

107

## 4. 参考情報

自治体で活用いただける事例を紹介しています。  
是非御参照ください。

108

特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

## 研究

先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをもとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをもとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



最近の刊行物

## 研修

特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
  - ・障害種別専門研修（2ヶ月間）
  - ・テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、150以上のコンテンツを配信
 

登録すれば無料でコンテンツを見放題！



講義配信の視聴画面

## 情報普及

特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

HPは  
こちらから！

Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。



## インターネットによる講義配信 NISE 学びラボ ~特別支援教育eラーニング~

[https://www.nise.go.jp/nc/training\\_seminar/online](https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online)



登録者数：個人登録10,646件、団体登録366件(令和4年3月31日現在)

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

### 【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等  
 視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度  
 対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等  
 特別支援教育に関心のある者全て  
**※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。**

### 講義コンテンツ分類(計171コンテンツ)

- ① 特別支援教育全般 50コンテンツ
- ② 障害種別の専門性 93コンテンツ
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

### さらに！団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



### (研修プログラム一覧)

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育



# 特総研と放送大学の連携による免許法認定通信教育の開設



**科目について**

**国立特別支援教育総合研究所の開講科目**  
国立特別支援教育総合研究所では以下の4科目を開講しています。

免許法令に定める科目区分	国立特別支援教育総合研究所における対応科目	中心となる領域	単位数
特別支援教育領域に関する科目	視覚障害者の教育課程及び指演法 (令和5年度開講)	視覚障害者	1
特別支援教育領域に関する科目	聴覚障害者の教育課程及び指演法 (令和5年度開講)	聴覚障害者	1
心算等に関する科目 (令和5年度開講)	視覚障害者の心算・生徒及び指導 (令和5年度開講)	視覚障害者	1
心算等に関する科目 (令和5年度開講)	聴覚障害者の心算・生徒及び指導 (令和5年度開講)	聴覚障害者	1

**【受講の条件】**  
専攻免許状をもち、特別支援学校教諭の免許状を所持し、もしくは視覚障害者教育領域または聴覚障害者教育領域の追加を目指す方。

**【受講の申込み】**  
下記ウェブサイトより受講希望者登録をください。  
**※ 登録料は無料です。**  
登録料は無料です。  
※ 登録料は無料です。  
(http://forum.nise.go.jp/tsushin/)にてご案内します。

**【受講の方法】**  
パソコン・タブレット端末等で約15時間の映像授業を視聴し、(修得度チェックテストを実施します。スタンディング形式の授業は行いません。)

**【受講期間】(令和5年度)**  
前期: 開校期間 令和5年5月8日(月)～8月18日(日)  
単位認定試験 令和5年9月10日(日)  
後期: 開校期間 令和5年10月25日(月)～令和6年1月12日(日)  
単位認定試験 令和6年2月4日(日)  
※ 単位認定試験は、各都道府県教育委員会と連携し、対面形式で実施します。

**【放送大学への入学】**  
10月入学の場合  
出願期間: 6月中旬～9月中旬

上記国立特別支援教育総合研究所の開講科目に下記放送大学の第1種・第3種の開講科目を組み合わせて受講し、視覚障害者教育領域・聴覚障害者教育領域の特別支援学校教諭免許状が取得できます。

**放送大学の開講科目**  
特別支援学校教諭(第1種・第2種)免許状(知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域)\*1

免許法令に定める科目区分	放送大学における対応科目**	中心となる領域	単位数
第1種	特別支援教育の基礎理論に関する科目 特別支援教育基礎論(20)	ラジオ	2
第2種**	心算等に関する科目** 教育課程等に関する科目** 心算等に関する科目** 教育課程等に関する科目**	ラジオ	2
	知的障害者教育基礎論(20) 肢体不自由者の教育(20)	知的障害者 肢体不自由者	2
第3種	免許法令に定められることとなる特別支援教育領域以外領域に関する科目 心算等に関する科目** 教育課程等に関する科目**	ラジオ	2
	特別支援教育基礎論(19)	重複・LD等障害 肢体不自由者	2

\*1 一層免許状の取得に利用できる科目については、各都道府県教育委員会によって異なります。必ず事前に各都道府県教育委員会にご確認ください。  
\*2 対応科目については、必ず放送大学より2023年度最新 教員免許状及び指導要領についてをご確認ください。  
\*3 教員職の単位数は、各都道府県教育委員会によって異なります。放送大学の授業は1科目20単位での受講単位に於いて科目を履修してください。  
\*4 心算等に関する科目・心算に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生徒及び指導法に関する科目  
\*5 教育課程等に関する科目・心算に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

下記4科目については、全てインターネットでも配信しています。

**入学料・授業料(令和5年度)**

区分	入学料	授業料	入学料の割引
全科目履修生	24,000円	1単位あたり5,500円	学校等から20名以上の集団入学をした場合は、公立学校共済、国家公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団加入者用優待費等より出た場合は半額割引
履修科履修生	9,000円		
科目履修生	7,000円		

**放送大学の開講科目**  
特別支援学校教諭(第1種・第2種)免許状(知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域)\*1

免許法令に定める科目区分	放送大学における対応科目**	中心となる領域	単位数
第1種	特別支援教育の基礎理論に関する科目 特別支援教育基礎論(20)	ラジオ	2
第2種**	心算等に関する科目** 教育課程等に関する科目** 心算等に関する科目** 教育課程等に関する科目**	ラジオ	2
	知的障害者教育基礎論(20) 肢体不自由者の教育(20)	知的障害者 肢体不自由者	2
第3種	免許法令に定められることとなる特別支援教育領域以外領域に関する科目 心算等に関する科目** 教育課程等に関する科目**	ラジオ	2
	特別支援教育基礎論(19)	重複・LD等障害 肢体不自由者	2

\*1 一層免許状の取得に利用できる科目については、各都道府県教育委員会によって異なります。必ず事前に各都道府県教育委員会にご確認ください。  
\*2 対応科目については、必ず放送大学より2023年度最新 教員免許状及び指導要領についてをご確認ください。  
\*3 教員職の単位数は、各都道府県教育委員会によって異なります。放送大学の授業は1科目20単位での受講単位に於いて科目を履修してください。  
\*4 心算等に関する科目・心算に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生徒及び指導法に関する科目  
\*5 教育課程等に関する科目・心算に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

※ 単位認定試験は、各都道府県教育委員会と連携し、対面形式で実施します。

**入学料・授業料(令和5年度)**

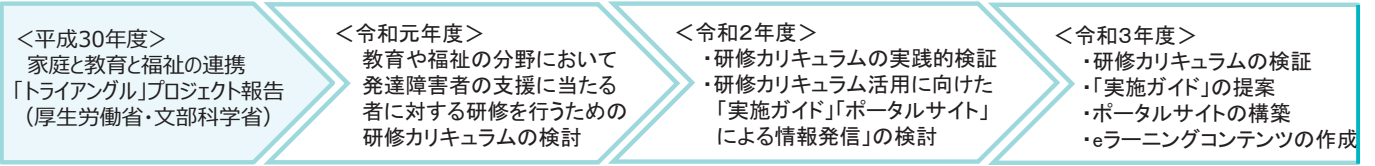
区分	入学料	授業料	入学料の割引
全科目履修生	24,000円	1単位あたり5,500円	学校等から20名以上の集団入学をした場合は、公立学校共済、国家公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団加入者用優待費等より出た場合は半額割引
履修科履修生	9,000円		
科目履修生	7,000円		

## 令和4年度 発達障害教育関係事業 (国立特別支援教育総合研究所)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、教員や保護者をはじめとして幅広い国民に発達障害に関する最新の情報について提供し理解啓発を推進するとともに、教育現場で必要な基本的な知識と指導・支援に関する情報を提供しています。

### ■ 家庭と教育と福祉との連携に係るこれまでの取組

平成30年3月に文部科学省、厚生労働省によりまとめられた「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」を受けて、国立特別支援教育総合研究所では、国立障害者リハビリテーションセンターや国と連携しながら各種取組を実施。



### ■ 令和4年度：これまでの成果(研修カリキュラムの検証、実施ガイド、ポータルサイト等)も生かした啓発・普及活動の一層の推進

<p><b>成果普及のためのセミナーの開催</b></p> <p><b>【目的】</b> これまで取り組んできた各種成果に関する啓発・普及を通して、発達障害のある子供の一貫した支援体制の構築を推進する。</p> <p><b>【対象】</b> 教員、教育委員会等</p> <p><b>【内容】</b> 研修カリキュラム活用事例の紹介 実施ガイド、ポータルサイト、eラーニングの紹介など</p>	<p><b>医療・保健・福祉・労働と連携した切れ目ない支援のための情報発信</b></p> <p>WEBサイト等を通じて広く発達障害に関する情報普及活動に取り組む。これまでの発達センターWebサイトに加え、令和3年度に、厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携して発達障害ナビポータルを開設。その普及・充実に努める。</p> <div style="display: flex;"> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>発達障害ナビポータル (一般向けサイト)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>発達センターWebサイト (教員向けサイト)</p> </div> </div>	<p><b>発達障害に関する教材・教具の展示室を通じた理解啓発</b></p> <p>施設内に常設している「発達障害教育推進センター展示室」において、ライフステージに応じた教材・教具や支援ツールの展示、パネル展示や参考図書・映画の紹介、体験的な理解ができるコーナーなどを設置し、施設見学者への説明やWeb上での紹介を通して、発達障害に関する理解の促進、適切な対応や支援の充実を進める。</p>
---	--	--


# インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生方だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご利用いただくことができます。

平成30年9月下旬より、実践事例の取組を分かりやすくまとめた概要版(実践事例データベースⅡ)、令和2年3月からインクルDBを活用した研修例、交流及び共同学習の事例及びびや関連情報を掲載するとともに、特別支援学校における遠隔授業や新型コロナウイルス感染症対策の取組例等を掲載しています。


令和4年3月末現在事例掲載数:590件

Aさんは字を書くのが苦手で困っているみたい。なんとかしてあげたいわ。




①

そうだ!このあいだの研修会で「インクルDB」のお話があったわ。早速調べてみよう。




②

字を書くことに関するたくさんの事例があるわ。なるほど、こんな合理的配慮もあるのね。




③

保護者の方と支援の内容や方法について合意形成します




④

Aさんは、字が書きやすくなったみたい。よかったわ。



⑤



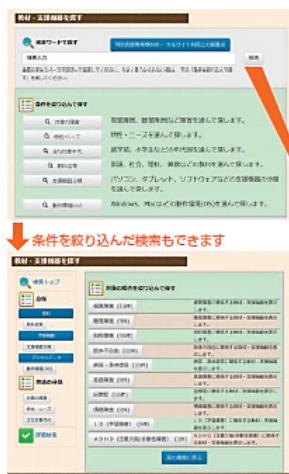
インクルDBウェブサイト<https://inclusive.nise.go.jp/> または **インクルDB** **で検索!**

## <独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の取組>

### 特別支援教育教材ポータルサイト (<http://kyozai.nise.go.jp/>)

#### 4 普及促進事業~支援機器等教材を探そう~

検索ワードで探すことができます



条件を絞り込んだ検索もできます



検索結果の一覧が表示され、選択すると写真つきでわかりやすく表示されます



支援教材ポータル  
特別支援教育教材ポータルサイト

このサイトでは、特別支援教育の教材や支援機器、学校での実践事例をご紹介します。

教材・支援機器を探す  
実践事例を探す

教材・支援機器に関する情報  
研修・展示会情報

国立特別支援教育総合研究所(NISE)による特別支援教育教材ポータルサイト構築・運営  
支援教材ポータル (<http://kyozai.nise.go.jp/>)

障害のある子供一人一人の状態や特性などに応じた支援機器等教材に関する活用方法や取組事例などの情報提供ポータルサイトを構築しました。

<教材・支援機器ランダム表示>

教材・支援機器がランダムに表示され、クリックすると、その情報が表示されます。

NISEが保有する他のコンテンツを共有しています

ライブラリー

教育支援機器等展示室

国立特別支援教育総合研究所  
発達障害教育推進センター

発達障害のある子供の教育に関する情報センター

研修・展示会情報

NISEでは教員等を対象とした支援機器等教材に関する研修会や、教育現場における支援機器等教材の活用方法や事例を紹介するための展示会を開催しています。過去に開催した研修・展示会に関する情報や今後の開催予定等の情報を入力できます。



「詳細を表示」をクリック関連する実践事例のリンクなどが表示されます。

## ◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

## ◆第2章 交流及び共同学習の展開

### 1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

### 2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

### 3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

### 4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

### 5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけでなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

## ◆第3章 取組事例 (※7つの事例を紹介)

### <音楽の授業や給食を通じた居住地域での交流及び共同学習>



※福井県

### <障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習>



※青森県

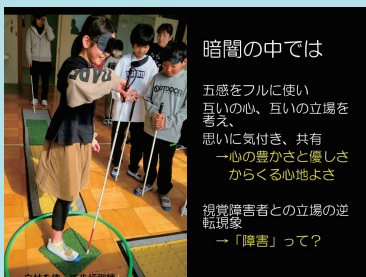
## 交流及び共同学習オンラインフォーラム



「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

### 【動画で紹介している取組実践例】

- 静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習
- 福井県 ICTを活用した全体的な交流及び共同学習
- 仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習
- 南箕輪村 副次的な籍を活用した交流及び共同学習 (長野県)
- 国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県・ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省・バリアフリー教室について

### 【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領  
 「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)

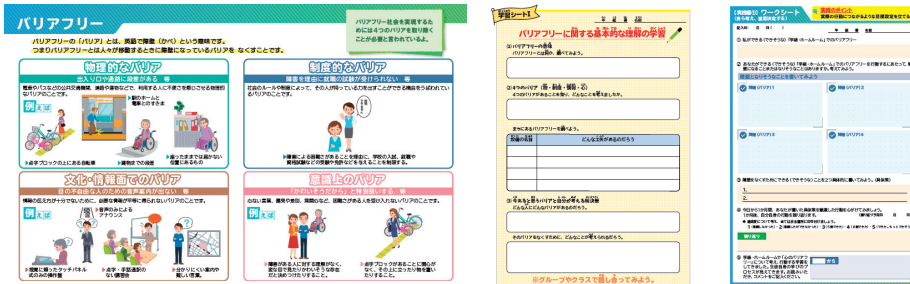


## 経緯

- 平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(関係閣僚会議)が取りまとめられ、次期学習指導要領の全面実施に先行して、すべての子ども達に「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため、自分ごととして受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を検討することについて明記。
- 平成30年11月、文部科学省に学校関係者や障害者関係団体、有識者等で構成する作成検討会を設置。
- 平成31年3月、作成検討会において内容及び構成の方向性についてとりまとめ。
- 令和元年11月、心のバリアフリーノートを作成・公表。

## 内容・構成

- 様々な心身の特性や考え方をもち人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に、児童生徒用(小学生用、中高生用)、及び教師用指導上の留意点(小学生用、中高生用)を作成。
- 「バリアフリーに関する基本的な理解」「バリアフリーについて考える学習」「バリアフリーについて行動する学習」で構成した児童生徒の書き込み用教材。



※各学校の実態に応じて、様々な教科等で活用可能。

## 文部科学省著作教科書(特別支援学校用)について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております(文部科学省著作教科書(特別支援学校用))。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm)) をご確認ください。

### 視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



### 聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されており、約20年ぶりに改訂されました。聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



### 知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

(小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、  
中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆)

※生活の教科書は令和6年度から発行。



近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。




文部科学省HPにて公開

## 学校における障害者に対する虐待防止措置の取組参考例

- ✓ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律<sup>※</sup>」では、教職員、児童・生徒等に対し、障害及び障害者に関する理解を深めるための**研修の実施、普及啓発、相談体制の整備、障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるもの**とされています。
- ✓ 本取組例も参照の上、積極的な体制整備、取組をお願いいたします。

(※) 平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
① 障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加</li> <li>各学校で虐待防止に関する研修を実施</li> <li>いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加</li> <li>学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施</li> <li>各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等）</li> <li>障害理解促進のための冊子の作成</li> </ul>
② 各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携</li> <li>スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施</li> <li>特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施</li> <li>他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置</li> <li>児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握</li> </ul>
③ 各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築</li> <li>事例対応検討会議等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣）</li> <li>人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進</li> </ul>
④ 当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>体罰防止月間の実施</li> <li>障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種相談窓口の周知（児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等）</li> <li>体罰関連行為ガイドラインの作成、周知</li> <li>障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進</li> </ul>

全体版はこちらから！



※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

# 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月1日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」 [令和2年度から4年度までの3年間]  
平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。
- 「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育をさらに推進。加えて、以下の取組を推進。
  - 幼児期・低学年 「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことの指導
  - 高学年・中学校 SNS等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応
  - 中学校・高校 いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先
  - 高校・大学 レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や相談窓口の周知
- 工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、手引書等を関係府省で早急に作成・改訂。地域の実情に応じた段階的な教育の現場への取り入れ。教職員を含む関係者への研修の実施。
- 学校等で相談を受ける体制の強化。相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実。
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分
  - 懲戒免職（原則）や遺漏のない告発の実施の徹底に関する教育委員会への指導
  - 教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく検討

121

## 生命（いのち）の安全教育教材・指導の手引きの作成について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

### 1. 教材・指導の手引きの内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、**障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。**

（主な教材の内容）



#### 【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



#### 【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラ等の例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



#### 【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



#### 【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



### 2. 今後の取組

令和3年度から本教材等の周知を行うとともに、本教材を活用した実証事業を実施予定。当該事業の成果も踏まえ、教材等の改善を図る。

122

幼児向け教材例

みすぎでかくれるところは  
じぶんだけの  
だいじなところだからだよ

いろいろひとに  
みせるところは  
じやないからね!

うち・かお もだいじだよ!

小学生（低・中学年向け）教材例

びっくりしたり、いやなきもちに  
なったりするときって  
どんなときかな？

ワークシート

小学生（高学年）向け教材例

SNSを使うときに気をつけること  
SNSでやりとりしている相手は  
本当に信らしいいい人なのかな？

SNSで知り合いの人とやりとりしてやりとりしている、仲良くって良かったら、その人と一緒に遊ぶことになった！

知らない人とやりとりして、仲良くって良かったら、その人と一緒に遊ぶことになった！

知らない人とやりとりして、仲良くって良かったら、その人と一緒に遊ぶことになった！

中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力 精神的暴力 性的暴力 経済的暴力

● 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。

● 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？

● 暴力は自分を守るために必要だから仕方ない

● 暴力は自分を守るために必要だから仕方ない

● 暴力は自分を守るために必要だから仕方ない

● 暴力は自分を守るために必要だから仕方ない

高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に 相手を大切に 暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると...

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を送らねたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのまま送らずに、通報できるように相談しましょう

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け啓発資料例

お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されています。この権利には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体を大切にすることを尊重する必要があります。一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

● 被害者は、自分の心と体を大切にすることを尊重されています。● 被害者は、自分の心と体を大切にすることを尊重されています。● 被害者は、自分の心と体を大切にすることを尊重されています。

各段階の教材・指導の手引き等は、以下のURL及び左記QRコードよりダウンロードできます。

各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。

文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」  
(URL) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)



# 季刊誌 特別支援教育

令和5年春 第89号  
発行日：年4回刊行 3・6・9・12月  
価格：900円（税込）

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



- [特集]小・中・高等学校等における特別支援教育の進展に向けて
- 教育委員会における特別支援教育に係る教員の専門性向上の取組
  - 自立活動の指導の充実に向けた特別支援学校のセンター的機能の発揮
  - 小学校における特別支援教育の考え方を基盤とした学校経営
  - 中学校における特別支援教育を基盤とした学校経営
  - 高等学校における特別支援教育を基盤とした学校経営
  - 特別支援学級から通常の学級へ学びの場を見直す際の校内支援体制
  - 中学校と市が連携して取り組む高等学校への引継ぎ
  - 関係機関と連携した個別の教育支援計画の活用

[巻頭言] お魚に夢中な人生！

東京海洋大学名誉博士、客員教授 さかなクン 氏

- 連載「我が校のカリキュラム・マネジメント」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆ 全国の書店 最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆ 東洋館出版社 年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆ インターネットからも購入することができます。